

## 第9回 日本の税制と地域の経済

(税制大改正に際して)

会計と経営のブラッシュアップ  
平成26年2月24日  
山内公認会計士事務所

本レジュメは、次の各書等を参考にさせていただいて作成した。(平成26年度税制改正に関する提言 全国法人会総連合)  
(増税凍結こそ財政再建への近道だ 高橋洋一著 2013.9 PHP 研究所刊)(ニッポンの論点10 高橋洋一著 2013.9 ザイ編集部刊)  
(財務省の逆襲 高橋洋一著 2013.11 刊)(バカな経済論 2014.1 刊)

### I. 日本の税制と問題点の改善

一体改革という言葉の前に記された「経済社会の変化に対応した」という形容詞を忘れることなく、消費増税を1~2年延長して、民間投資喚起による成長戦略という「三本目の矢」を実行すべきである。その後、規制改革を中核とした成長戦略の成果による税の増収を図るべきである。

#### 1. 法人税率の引下げ

##### (1) 法人税率の引下げ

法人税の実効税率は、平成23年の税制改正により40.69%から38.01%、平成26年4月以降の35.64%へと引下げられた。

しかし、世界の法人税率と比較すると、アジア地域25%、米国30%以下(予定)、イギリス23%、ドイツ29.48%と税率で10%に近い高税率である。

税制(税率)が、他国より不利(高率)である時は、規制の最もたるものである。

また、特別償却等を行う大企業(実効税率20~25%)との較差も大きい。

英国と同様な貿易立国を目指す日本経済の成長には大きなハンディとなる。

##### (2) 中小企業の活性化と税制

中小企業の活性化は日本経済のキーポイントである。次のような点について中小企業の活性化を促進すべきである。

- ① 税率(消費税率等)を上げる前に需給ギャップの解消と成長(GDP)の軌道化
- ② 中小企業の投資促進税制の拡充 (実施)
- ③ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (実施)
- ④ 交際費課税の見直しの促進 (実施)
- ⑤ 租税特別措置の目的の明確化と縮減
- ⑥ 法人税率の引下げ

本レジュメはブラッシュアップ日迄にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所  
yamauchi@cosmos.ne.jp

## 2. 社会保障と税の一体改革

一体改革という言葉の前に記された「経済社会の変化に対応した」という形容詞を忘れてはならない。変化に対応した社会保障制度とは何か、どのようなものか。経済社会の変化に対応した税の改革とは何かを深く考えて実行すべきである。

### (1) 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

社会保障の改革とは、給付をいかに抑制し、適正な負担をいかに確保するかにかかっている。給付の抑制を具体化し実行することができるか否か。抑制化・重点化・効率化による持続可能な社会保障制度の確立がなければ財政健全化も達成できない。

### (2) 消費税引上げに伴う対応措置

- (1) 増税は、価格の up であり、消費者は価格 up に対応する収入 up が必要である。→(給与 up)
- (2) 事業者は、コスト up の圧力であり、そのコストをどのように吸収できるかということである。→(景気上昇)
  - (1)、(2)とも経済的に解決すべき問題である。
- (3) 併せて、次の項目も必要である。
  - ① 適正な価格転嫁の円滑化
  - ② 事業者の事務負担の軽減、税の簡素化など
  - ③ 景気回復、デフレ脱却の視点

## 3. 財政の健全化に向けて

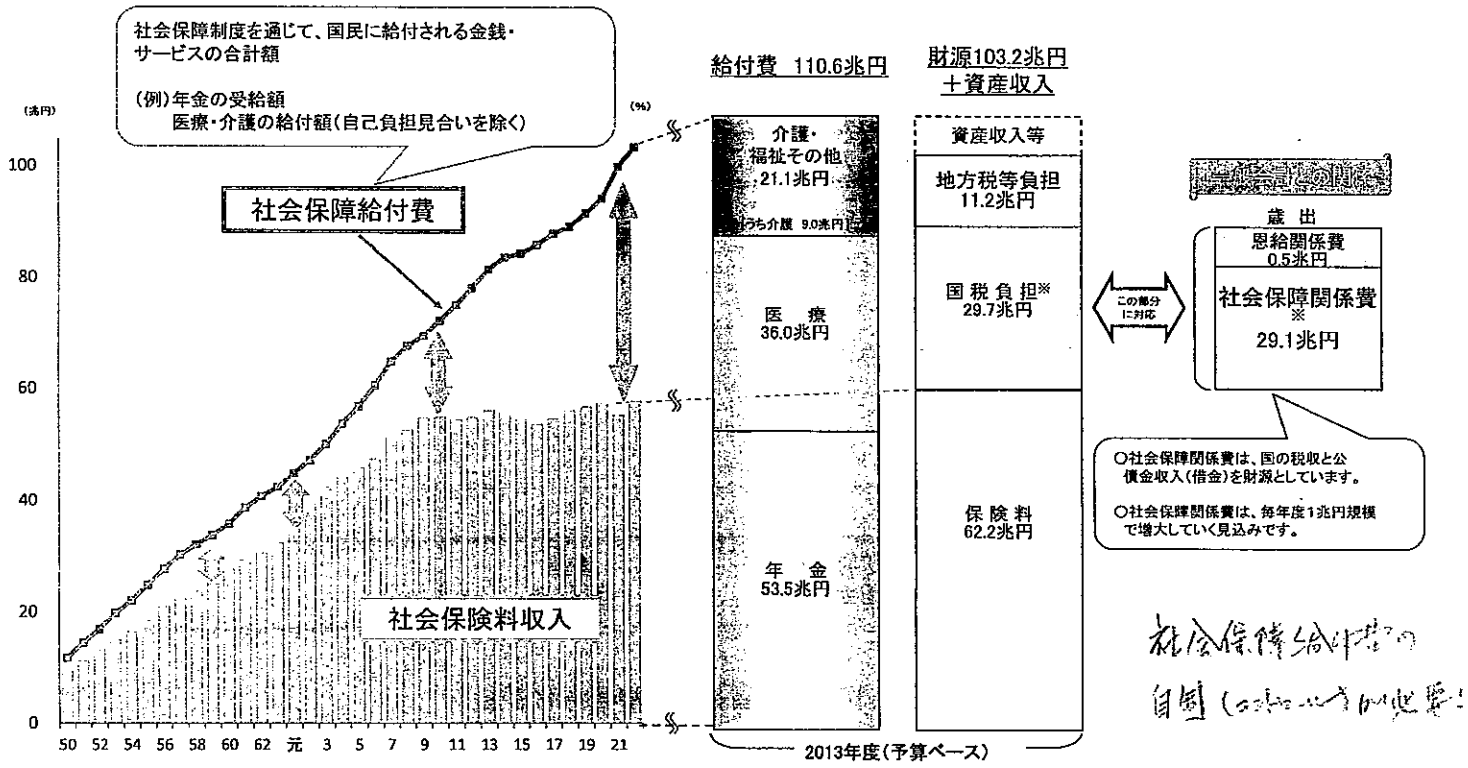
### (1) 財政健全化目標

デフレを脱却しなければ税の増収は困難であり、将来の経済成長も財政の健全化も達成できない。財政規律の欠如は、国債への信認を失い長期金利の急上昇など安定した経済成長は期待できない。

### (2) 行政改革の徹底

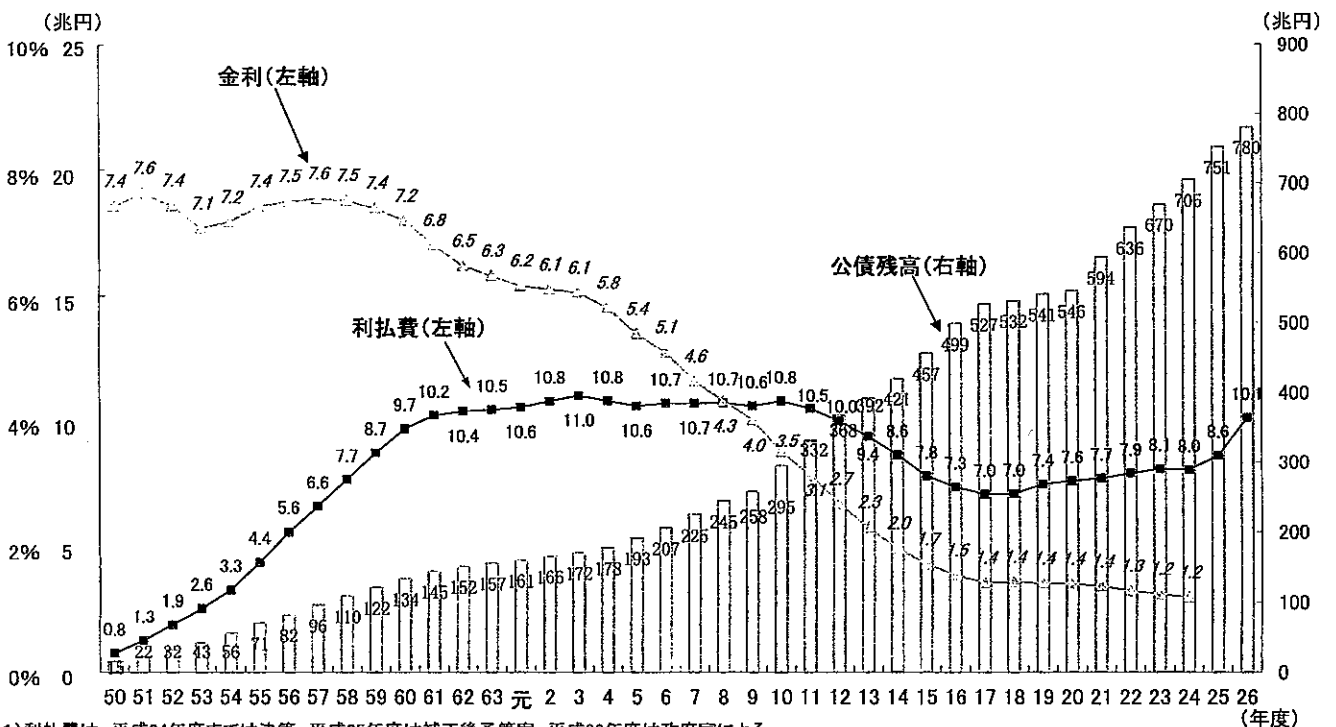
財政赤字は歳入増と歳出削減の二方策しかない。税の増収は、経済成長の成果と考え、増税のみに頼ることは本末転倒である。経済成長と併せて確実な歳出削減に成功できなければ将来はないということを認識して、経済成長を図り、社会保障費をはじめ各歳出分野の削減目標を明確にする必要がある。

高齢化の進展に伴い、社会保障給付費が大きく伸びる一方で、社会保険料収入は横ばいで推移し、その差額は拡大傾向。この差額は主に、国や地方の税負担で賄われる。



利払費と金利の推移

公債残高が他国に例を見ない水準まで累増する中、金利低下と国債の借換えにより、利払費はほぼ横ばいで推移してきました。しかしながら、今後、金利が上昇すれば、利払費の大幅な増加が懸念されます。



(注1) 利払費は、平成24年度までは決算、平成25年度は補正後予算案、平成26年度は政府案による。  
(注2) 公債残高は各年度3月末現在高。ただし、平成25年度末は実績見込み、平成26年度末は政府案に基づく見込み。  
(注3) 平成23年度～26年度の公債残高は、東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度末:10.7兆円、平成24年度末:10.3兆円、平成25年度末:9.4兆円、平成26年度末:11.4兆円)及び、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債(平成24年度末:2.6兆円、平成25年度末:5.2兆円、平成26年度末:4.9兆円)を含む。

### (3) 今後の税制改革のあり方

欧州・アジア主要国との税率格差は大きく、今回の増税は社会・経済に重大な影響を与えることを認識する。今後の増税(増税ゼロを含む)の計画を明確にするとともに、その経済的、財政的影響額を明確に試算し、国民に示すべきである。また併せて、試算に対する具体的方策を示し実行すべきである。

## 4. 平成 26 年度税制改正 ―デフレ脱却、日本経済再興―

(異次元の改正と共に新税制の時代に入ることができるか)

### (1) H26 税制改正の基本的考え方

- ① 法人実効税率の引下げへ向けて
- ② 即時償却制度の拡充
- ③ 交際費課税の緩和
- ④ 課税ベースの拡大
- ⑤ 他税目での財源確保
- ⑥ 産業構造や事業環境の変化
- ⑦ 地方法人課税の偏在是正  
→地方交付税原資
- ⑧ 車体課税の見直し  
消費税率 UP→車両取得税の引下げ約 40%  
グリーン化の促進、重量税のエコカー減税、軽自動車税の UP
- ⑨ 赤字継続法人の改革と租税特別措置の縮減

### (2) 雇用・所得・消費の拡大

- ① 雇用促進税制
- ② 雇用拡大促進税制の創設
- ③ 復興特別法人税の 1 年前倒し廃止
- ④ 大企業の交際費課税の緩和
- ⑤ 住宅ローン減税等の拡充
- ⑥ 教育資金贈与の非課税措置

### (3) 設備投資の促進、企業体質の強化

- ① 生産等設備投資促進税制の創設
- ② 生産性向上設備投資促進税制の創設
- ③ 研究開発税制の拡充 国家戦略特区
- ④ ベンチャー投資促進税制の創設
- ⑤ 事業再編促進税制の創設
- ⑥ 沖縄金融特区の抜本的見直し

(4) 「好循環実現のための経済対策」(12月5日閣議決定)の実行に伴う国費 5兆4,956億円

① 競争力強化策 1兆4,184億円

- ・競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等〔4,245億円〕
- ・エネルギーコスト対策〔890億円〕
- ・オリンピック東京大会を契機としたインフラ整備等〔1,011億円〕
- ・地域、農林水産業、中小企業等の活力発揮〔8,037億円〕

② 女性・若者・高齢者・障害者向け施策 3,005億円

- ・女性の活躍促進、子育て支援・少子化対策〔1,685億円〕
- ・若者の活躍促進、雇用対策〔822億円〕
- ・高齢者・障害者への支援〔498億円〕

③ 復興、防災・安全対策の加速 3兆1,274億円

④ 低所得者等への影響緩和、駆け込み需要と反動減の緩和 6,493億円

- ・一般の住宅取得に係る給付措置（すまい給付金）〔1,600億円〕
- ・簡素な給付措置（臨時福祉給付金）〔3,420億円〕
- ・子育て世帯に対する臨時特例給付措置〔1,473億円〕

⑤ 地方交付税交付金の増〔1兆1,608億円〕、国際分担金等の追加財政需要〔3,636億円〕

(5) 増税と財政再建

景気の為には「増税はしない」と言うことが必要（小泉首相）

増税のセオリーとは、経済成長と景気状況に配慮して行う。何故ならば、税は経済的成果の結果であるから。

(6) 東京オリンピック

政治家は自由化促進、規制緩和に熱心になる。

羽田国際化、成田特区化、24h 交通、観光地方の特区競争

(7) 法人減税三つの抵抗勢力

① 財務省

② 特別償却等の恩恵を受ける経団連等大企業

③ ②と利益を同じにする自民税調

14年(平成26年)2月7日(金曜日)

宣言

宣言

衆議

新聞

# 補正予算が成立

## 5.5兆円 消費増税へ経済対策

2013年度補正予算が6日夜の参院本会議で、自民、公明両党などの賛成多数で可決、成立した。4月の消費増税による景落ち込みを防ぐための経済対策が中心となる。

今後の焦点は、14年度予算案の審議に移る。政府・与党は10日から、衆院予算委員会でも実質審議に入り、3月末までに成立させたい考えだ。

成立した補正予算の総額は5兆4654億円。中小

企業に投資を促すための補助金や、20年の東京五輪・パラリンピックに向けた道路整備など「競争力強化策」に1兆3980億円をつけ、東日本大震災の復興には1兆9308億円を充てた。

消費税を増税すると、所得が少ない人の負担が相対的に重くなるため、こうした人たちに現金を配る政策も盛り込んだ。住民税を払っていない世帯(約2400万人)に、1人あたり1

万5000円を渡す。中学生以下の子どもがいる中所得世帯には、子ども1人あたり1万円を児童手当に上乗せする。配るの

は一回だけで、時期は、多くの市町村で7〜9月頃になる予定だ。  
12年度補正予算の成立は、13年2月下旬だったが、今回の補正はそれよりも3週間早く成立した。増税後の4〜6月に公共工事の契約を済ませ、工事を早め始めることができる。  
安倍首相も国会審議で、補正予算を早く執行することの重要性を繰り返した。

### 2013年度補正予算の主な内容

※▼はマイナス(減額)

歳出 5兆4654億円

競争力強化	1兆3980億円
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業の設備投資や技術開発の支援</li> <li>東京五輪・パラリンピックに向けた交通網の整備</li> </ul>	
女性・若者・高齢者・障害者向け施策	3005億円
<ul style="list-style-type: none"> <li>女性や若者の雇用拡大、待機児童対策</li> </ul>	
防災・安全対策の加速	1兆1958億円
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校耐震化や老朽化した道路・橋などの補修</li> </ul>	
中・低所得者向けの消費増税対策	6493億円
<ul style="list-style-type: none"> <li>すまい給付金</li> <li>低所得者への現金給付</li> <li>児童手当の上乗せ</li> </ul>	
東日本大震災からの復旧・復興	1兆9308億円
地方交付税交付金	1兆1608億円
13年度の国債費の余りなど	▼1兆5334億円
その他	3636億円

経済対策

「経済社会の変化に対応した」

(第3種郵便物認可)

2014年(平成26年)2月7日(金曜日)

# マツク 減収減益

## 12月期 コンビニに客流れる

日本マクドナルドホールディングスが6日発表した2013年12月期連結決算は、売上高が前期比11・6%減の2604億円、本業のもうけを示す営業利益が同53・5%減の115億円で、2期連続の減収減益となった。

総菜販売が好調なコンビニエンスストアなどに客を奪われた上、円安で原材料

価格が上昇し、利益を圧迫したためだ。低価格販売を強化したり、期間限定で高価格のハンバーガーを販売したりして、新たな需要を

掘り起こそうとしたが、大半年の月で、月間の売上高や客数が前年を下回った。今回は、昨年8月に日本マクドナルド社長に就任し

たサラ・カサノバ氏にとって初の通期決算発表。カサノバ氏は6日の記者会見で「他社と差別化できなかった」と述べた。

14年12月期は、店舗改装や新メニュー開発の強化を図る。不採算店143店を閉店・再配置し、24時間営業の1800店のうち300店も営業時間を短縮し、収益力の改善を目指す。

# 欧州 多様な軽減税率

4月から税率が8%に引き上げられる消費税は世界で広く採用されている。各国の消費税はどの根付き、人々はどの付き合っているのか。世界の暮らしの現場から紹介する。



世界では ①

パリの下町クリシーで人気のパン店「ランドウメンヌ」の年間で生活するアラン・メグレさん(72)のお気に入り。長さ本0.95m(約130cm)の長



フランスは、バゲット・パンには軽減税率が適用される(パリのパン店「ランドウメンヌ」で、三井美奈撮影)

## フランス 同じパンでも差

いバゲット・パン。「小麦粉の香りがいいんだ」という。店内のカフェでいつもの仲間とコーヒーを飲み、新聞を広げた。

え置かれたからだ。

今年から、日本の消費税に当たる付加価値税(VAT\*)の標準税率を19.6%から20%に引き上げた。しかし、メグレさんは「増税は私にはあまり関係ない。妻と家でパンを食べ、時々芝居を見に行くくらいが楽しみですから」と笑う。軽減税率の対象となる食品や書籍は5.5%、新聞と劇場入場料は2.1%に据

外。ハンバーガーを店内で食べる「外食」となり税率は19%だが、持ち帰れば7%の「食品」となる。ただ、実際にはベルリンの飲食店の多くは、店内で食べても持ち帰りでも税込みの支払額は同じだ。マクドナルドのフライドポテト(小)は、いずれの場合でも1.89ユーロ。レシートの税額を確かめると店内が約0.35ユーロで持ち帰り(約0.13ユーロ)よりも高いが、店内の場合はその差を商品価格から値引きし、支払額をそろえている。

男子高校生のフィリップさん(19)は「店内と持ち帰りで税額が違うの? 全く意識していなかった」と驚く。VATは、フランスが1968年に世界に先駆けて導入し、欧州全体に広がった。日本より「節税術」が広がって

税に寛容なわけではない。2012年にサルコジ前政権が企業の社会保障負担を引き下げるためにVATを引き上げようとしたが「大企業優遇」と反発が広がり、サルコジ氏が同年の大統領選で敗北する一因となった。日本の消費税が4月から8%に上がると食品や新聞の税率は仏独を上回ることになる。

は「新聞や書物はパンと並ぶ『知の糧』というのがフランスの伝統的な考え方」とも指摘する。「インターネット新聞も印刷物と同じだ」との声で、今月からネット新聞も軽減税率(2.1%)の対象となった。空気のように浸透しているVATだが、欧州市民が常に

BNPパリバ証券チーフエコノミストの河野龍太郎氏は「小さな国が多い欧州では払った税金の使い道が国民にわかりやすい。日本は税の使途がわかりにくい。消費税率引き上げに反発が出る」と。8%の定着には、くらしの現場に丁寧な説明がかかせない。(パリ支局 三井美奈、ベルリン支局 工藤武人) \*VAT=Value Added Tax

### 欧州各国の付加価値税率

	標準	軽減		
		10%	5.5%	2.1%
フランス	20%	飲食店や総菜、ホテル、動物園入場料	食品、チョコレート、書籍、学校給食	新聞、薬、劇場入場料(公演140回まで)
英国	20%	5% 子供用シート、家庭用燃料、電気、禁煙ガム	0% 食品、子供服、書籍、新聞、障害者の補助器具	
ドイツ	19%	7% 持ち帰りを含む食品、水道、新聞、雑誌、書籍、ホテル、近距離交通機関、観劇・美術館などの入場料		

※欧州連合(EU)ルールでは加盟国の標準税率は15%以上。税率は各国本土の数字

平成26年2月19日

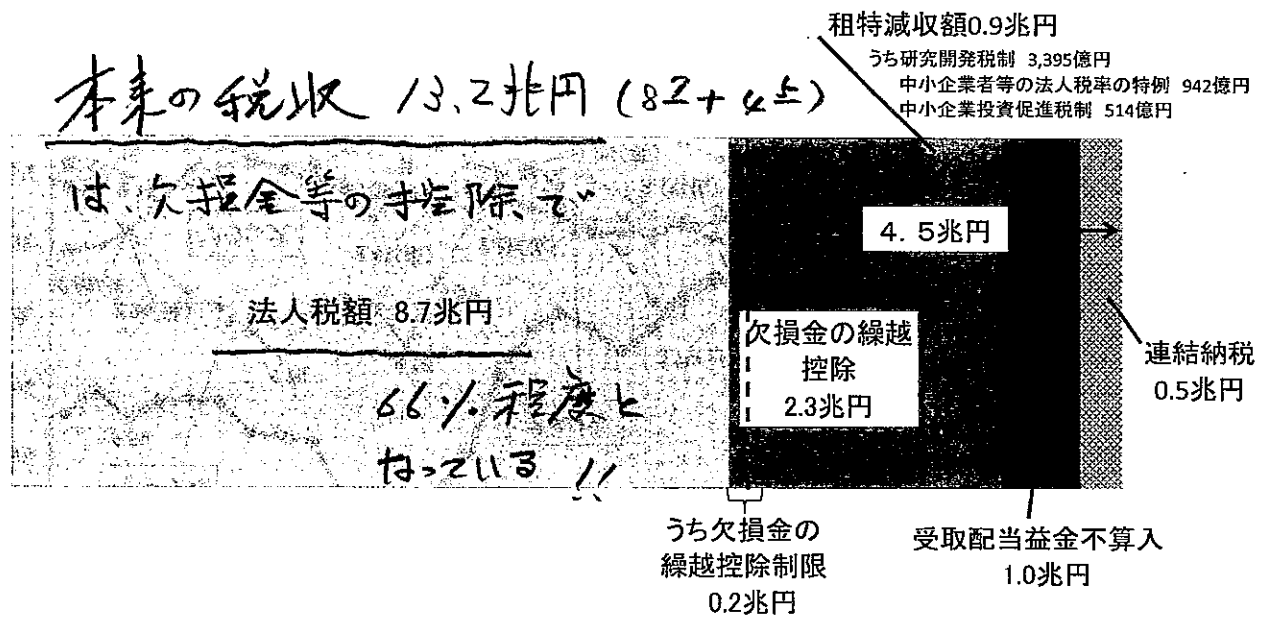
読売新聞 朝刊



## 5. 法人実効税率

地域等	2000年	2013年	2014年→
	%		
OECD	33	25	
EU15ヶ国	35	26	
アジア10ヶ国	28	22	
<u>日本</u>	<u>40.8</u>	<u>38.0</u>	<u>25.0</u> ?
韓国	27.5	24.2	24.2
中国	33.0	25.0	25.0
イギリス	30.0	23.0	23.0
ドイツ	38.4	29.6	
アメリカ	41.0	40.8	30.0
シンガポール		17.0	17.0

# 法人税の課税ベース



(出典) 平成23年度会社基本調査(国税庁)

(注) 1. 欠損金の繰越控除は、大法人及び連結法人(以下「大法人等」という)の控除額(5.51兆円)及び中小法人の控除額(4.20兆円)に税率を乗じたもの。なお、平成23年度改正における欠損金の繰越控除(8割)制限措置による増収見込額は、0.2兆円

2. 租特減収額は、「租特の適用実態調査の結果に関する報告書(第183回国会提出)」における法人税関係特別措置の適用実態調査結果(平成23年度)を基に、一定の前提をおいて試算したもの

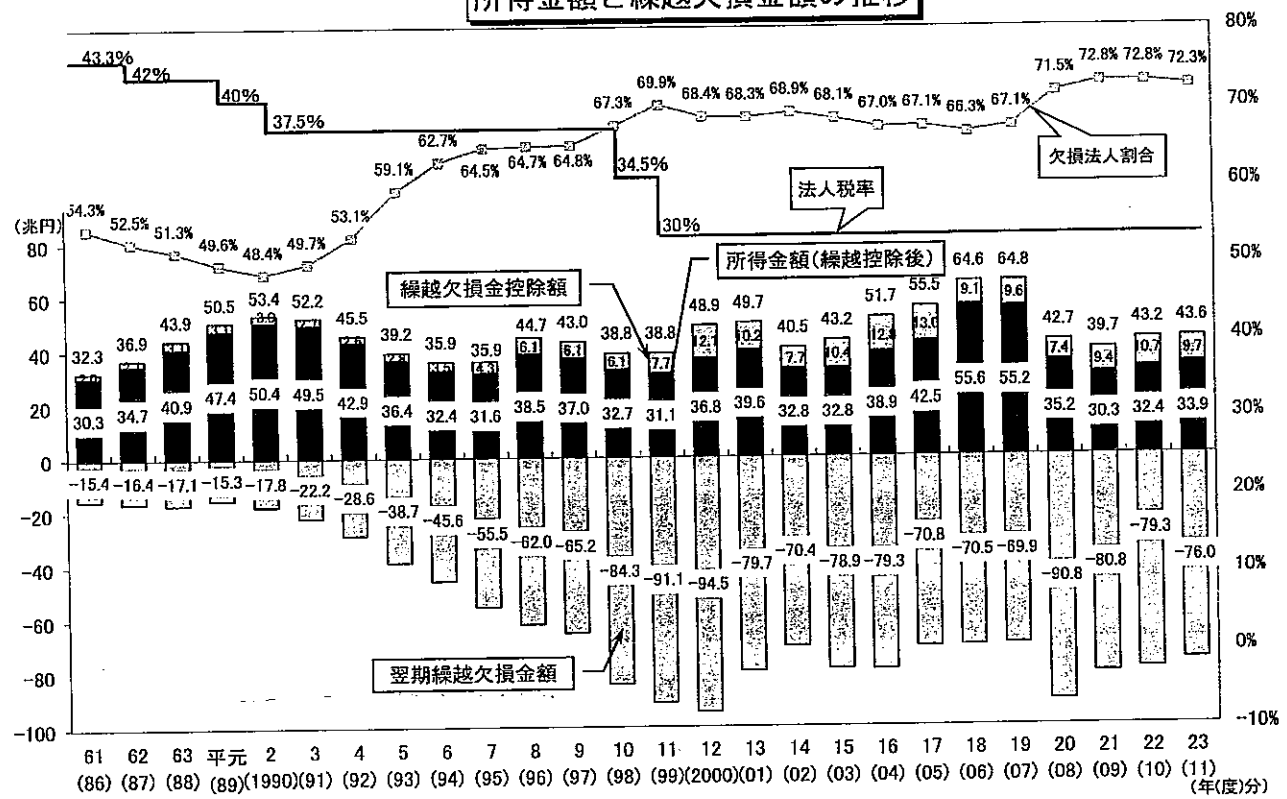
3. 受取配当益金不算入は、大法人等の益金不算入額(利益法人:2.43兆円、欠損法人2.98兆円)及び中小法人の益金不算入額(利益法人:0.13兆円、欠損法人:0.24兆円)に税率を乗じたもの。なお、欠損法人に関しては、その40%が減収に影響するものとして算出

4. 連結納税は、連結法人の申告所得金額(3.04兆円)と個別所得金額(5.00兆円)の差額に税率を乗じたもの

5. 大法人等の税率は25.5%、中小法人の税率は23%を利用

73%の欠損法人が生を伸べている  
赤字で存続のメジャー!!

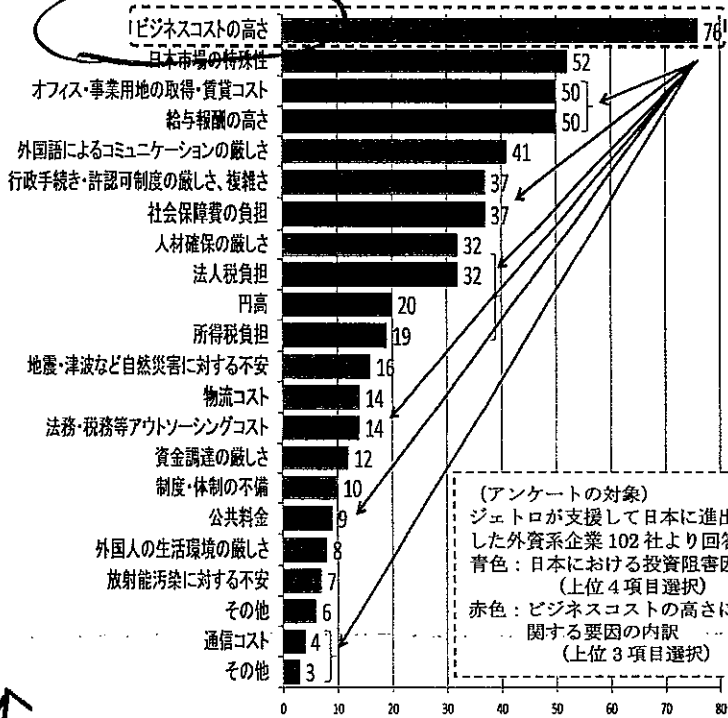
所得金額と繰越欠損金額の推移



(備考) 平成17年分以前は各年の2月1日から翌年の1月31日まで、平成18年度分以降は各年の4月1日から翌年の3月31日までの間に終了した事業年度を対象期間としている。

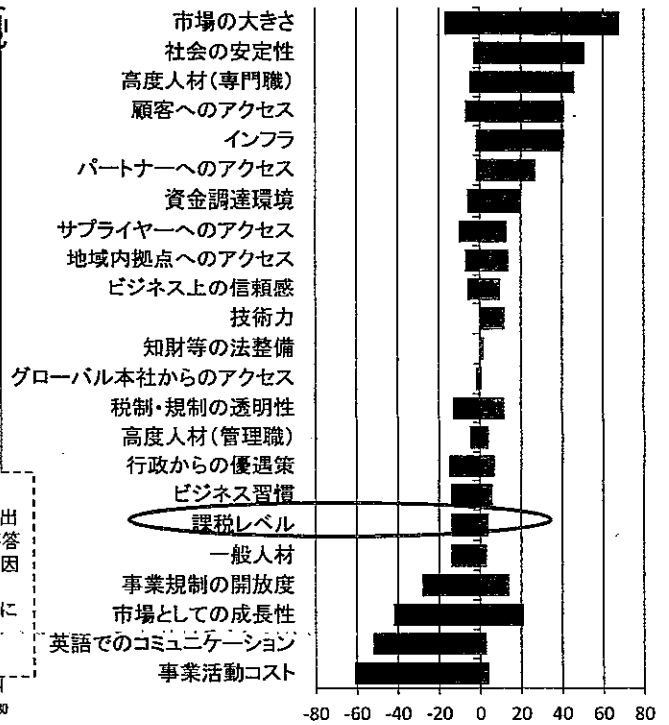
## 日本の立地環境

日本における投資阻害要因(外資系企業の声)



(出所) 日本に進出した外資系企業に対する日本における投資阻害要因アンケート調査 (平成 25 年 3 月ジェトロ)

日本のビジネス環境の「強み」と「弱み」



(出所) 欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査 (平成 24 年 3 月 アクセンチュア経済産業省委託調査)

日本は儲からない経営環境なのかな？

## 企業の収益力

○ 納税の発生する利益計上法人の事業コスト (営業費用 (売上原価、販管費)、営業外費用、特別損失) は売上げの約 95%。一方、売上げに対する法人税額は 1.4% 程度。

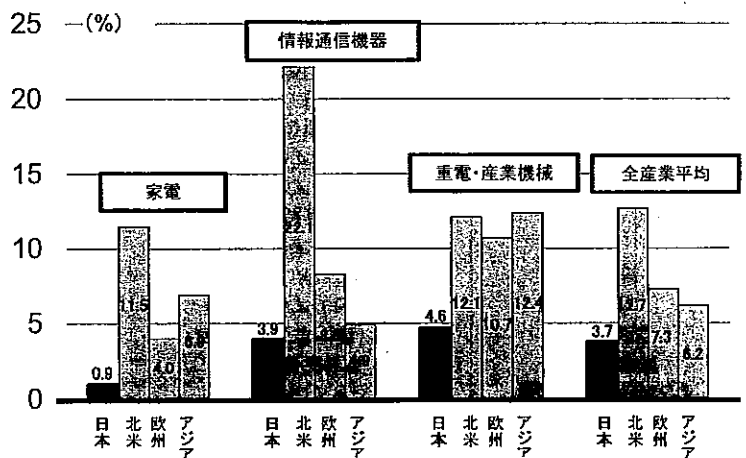
○ 日本企業の利益率は国際的に見て極端に低い水準。

利益計上法人の利益構造 (対売上比率)

	日本		韓国	
	金額 (兆円)	構成比 (%)	金額 (兆ウォン)	構成比 (%)
売上	767.1	100.0%	3,450.1	100.0%
税引き前利益	39.2	5.1%	258.4	7.5%
申告所得金額	33.9	4.4%	228.1	6.6%
法人税額	10.4	1.4%	39.6	1.1%
利益計上法人割合	27.7%		67.6%	

(出所) 日本:平成 23 年度会社基本調査 (四税庁) より推計。韓国:2012 年統計年報 (韓国国税庁)  
 (注 1) 日本の税引き前利益は、申告所得金額に受取配当及び海外子会社から受け取る配当等の益金不算入額と繰越欠損金の当期控除額を加算し、寄附金及び交際費等の損金不算入額を控除して算出。  
 (注 2) 日本:利益処分後の法人税額額に、所得税額控除額及び外国税額控除額を加算して算出。韓国:支払税額に外国税額控除額及び最低限税額を加算して算出。

売上高営業利益率の国際比較



(出所) 日米欧アジア機械産業の国際競争力の現状 (日本機械輸出組合)

## 6. アベノミックスと消費税増税 (全法連税制委員会)

H26.02.06

H25.02.20

委員会質問

### (1) アベノミックスの成否と消費税の成否

- (1) アベノミックスは、うまく行くか…  
(オバマは1ドル100円以上を許すか)
- (2) アベノミックスが、うまく行かなかったら…
- (3) 消費税は、本当にうまく行くか

### (2) アベノミックスの3本の矢

- (1) ①異次元の金融緩和 ②機動的な財政政策 ③民間投資を喚起する経済戦略  
—そして物価上昇率2%、GDPupを目指す
- (2) 第3の矢は未だ放たれていない
- (3) 物価上昇率2%は可能か
- (4) GDPの増大につながるか

### (3) 消費税増税はうまく行くのか

- (1) 転嫁について  
転嫁がうまく行かなかったら、中小企業には強制値引となる
- (2) やってしまえば何とかなるのか、それでは無責任

### (4) 税制改正要望に本当に必要なこと

- (1) 経済成長、GDPの増大につながるか
- (2) 継続して、経済成長の基盤を作れるか

(高橋洋一著 バランスシートで考えれば、世界のしくみが分かる から)

### (1) 年金が破綻しない理由

(徴収されるべき保険料)	(将来給付すべき年金)
保険料⊗ (出生率に依存) 弾力的	責任準備金 2,000 兆円
積立金 140 兆円	

⊗将来にわたって徴収する金額  
 きちんと徴収できれば、将来年金が給付できる

### (2) 政府が倒産しない理由

(資 産)	(負 債)	H21.3.31
665 兆円	982 兆円	
資産負債差額 ▲317 兆円		

→ 課税権(徴税権)

この課税権(徴税権)によって、現在、政府に現金がなくとも、将来にわたる税収が保証されることになりバランスする。

### (3) 日銀(国家)が倒産しない理由

日銀納付金(税外収入)



紙幣を刷っただけで日銀が儲かり、政府に儲けを吸いあげられるという話



シニョレッジ — 日銀が紙幣を刷ると長期的に 99.8%の発行差益を得ること。

### (4) 企業が倒産する理由

上記に比較して

- (1) 企業の付加価値比率はせいぜい 30%、営業利益率は 2~3%である。
- (2) 付加価値の低さに加えて、企業の資金調達には大きな制約(担保)がある。

## 7. 税制改正と今後の課題

(財務省主税局 審議官講演 全法連報告)

H26.02.06

H25.02.19 (1)

全法連セミナー質問

### (1) 今回の税制改正の措置（内側のバランス）で充分か

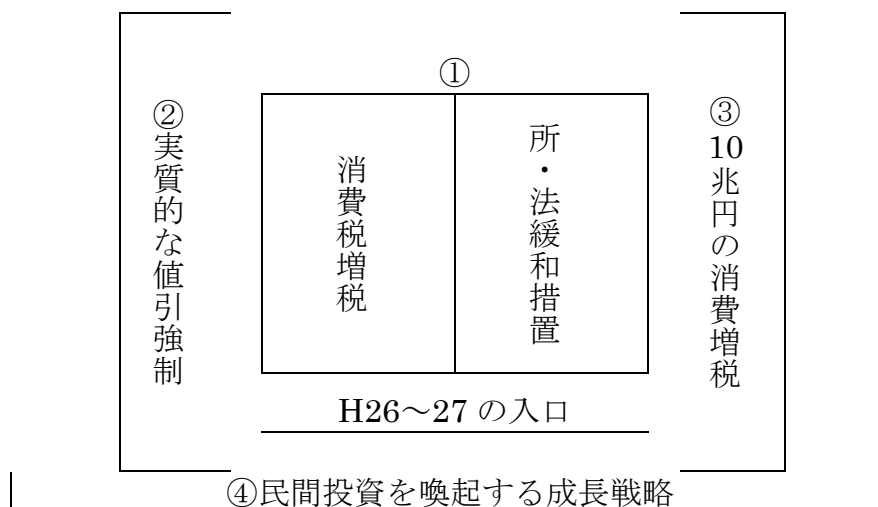
- (1) 消費税増税（国税 10 兆円）の及ぼすインパクトをどうするのか
- (2) 所得税、法人税等による緩和措置で対応できるか
  - 所得税（2年間の住宅控除、ローン控除、金融税制等）
  - 法人税（雇用、投資促進税制、特別償却、交際費緩和）

### (2) 仮にNo.1が出来たとしても転嫁の可否（外側のバランスー1）

- (1) 実質的な値引の強制を防止することはできるか
- (2) 実効性のある転嫁の為の万全の対策（独禁法等の監視）はあるのか
- (3) 軽減税率の検討は行うべきか、問題は何か

### (3) 10兆円の消費増税、国民の痛み（外側のバランスー2）

- (1) 財政困難時の国民のしんぼうと考えられるか
- (2) 社会保障の充実は将来の国民的課題である
- (3) 世界の情勢と国の将来を考えれば仕方がないのか
- (4) 実施すれば、それなりに落ち着くのか



### (4) 民間の経済成長の可能性（外側のバランスー3）

## 8. 法人税のパラドックスと日本

(森信茂樹先生 全法連セミナー)

H25.02.19

全法連セミナー

### (1) 法人税のパラドックスと日本

- (1) 1982-2006年に税率引下げがあった、
  - ① 世界の法人税率は△20～△60%の減少があった  
日本 △30% 欧米△30～△40% 北欧諸国△50～△60%
- (2) 税収のGDP比は上昇した、
  - ② 世界の法人税収のGDP比は30～70%増加した  
北欧諸国50～60% オーストラリア、ニュージーランド50% 韓国、カナダ40%  
しかし、日本は△40%減少
- (3) 税収に占める法人税収の割合は上昇した、
  - ① 法人税収の割合が30～60%増加  
北欧諸国50% オーストラリア、ニュージーランド、カナダ40～50% 韓国20% 欧米15%  
しかし、日本は△30%減少
- (4) 結局はGDPの問題か
  - ① 日本以外の各国のGDP成長率 2～3倍  
税率引下げ △40%引下げ  
結果税収増  $2.5 \text{倍} \times (1 - 0.4) \times \text{税率} = 1.5 \dots 50\% \text{増加}$
  - ② 日本のGDP成長率 1.0倍  
税率引下げ △30%引下げ  
結果税収減  $1.0 \times (1 - 0.3) \times \text{税率} \doteq 0.7 \dots \triangle 30\% \text{減少}$

### (2) スウェーデンは国民負担率(63.9% 日本 39.9%)が高いのに、GDP成長が高いのは何故か？

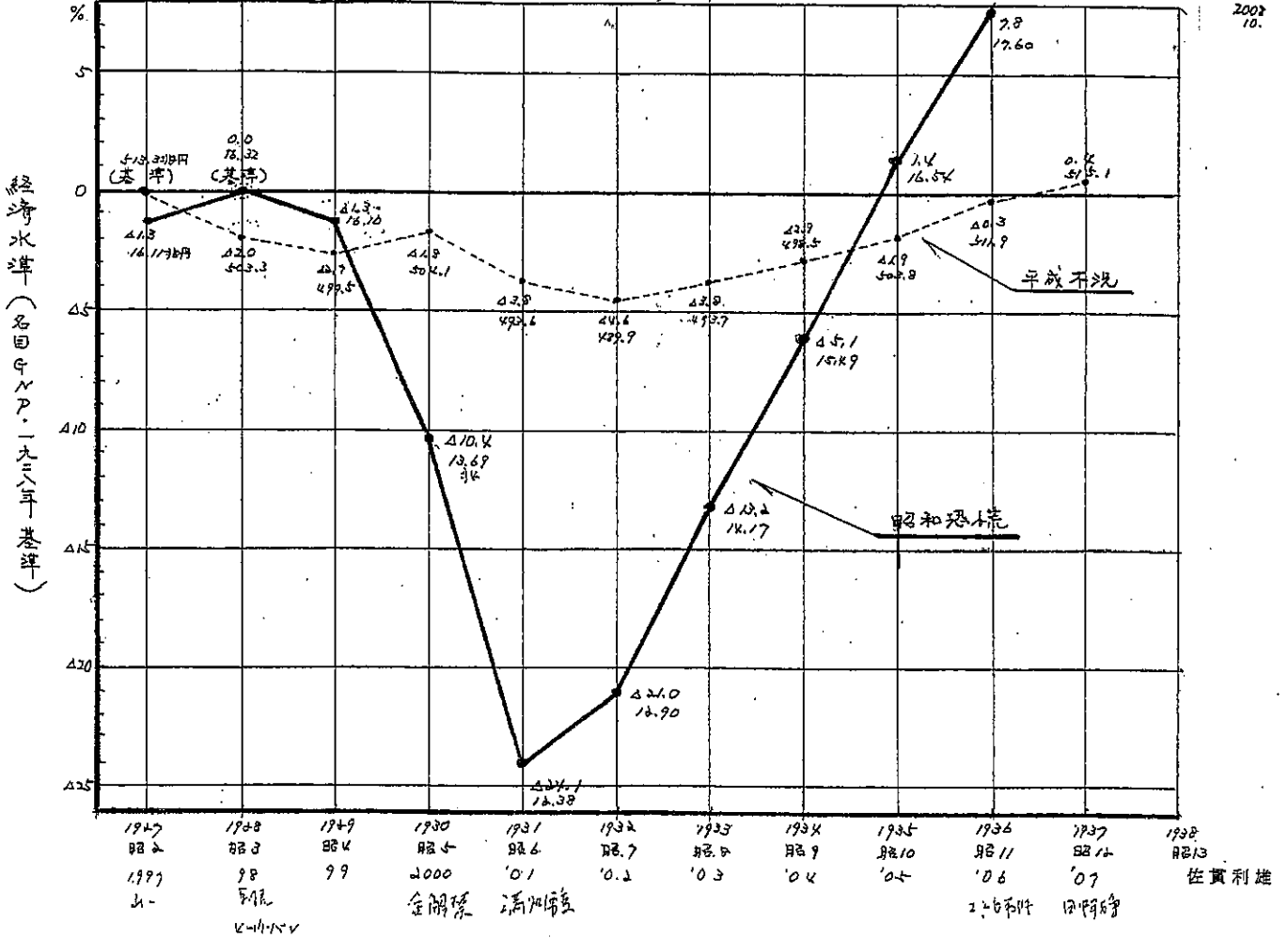
- (1) 税率でも日本と逆(スウェーデン 46.9%、日本 24.3%)である。経済成長率(00-10年)はスウェーデンが 2.19、日本は 1.59 である。
- (2) どうして税金が高いのに GDP が成長するのか

### (3) GDP と法人税収

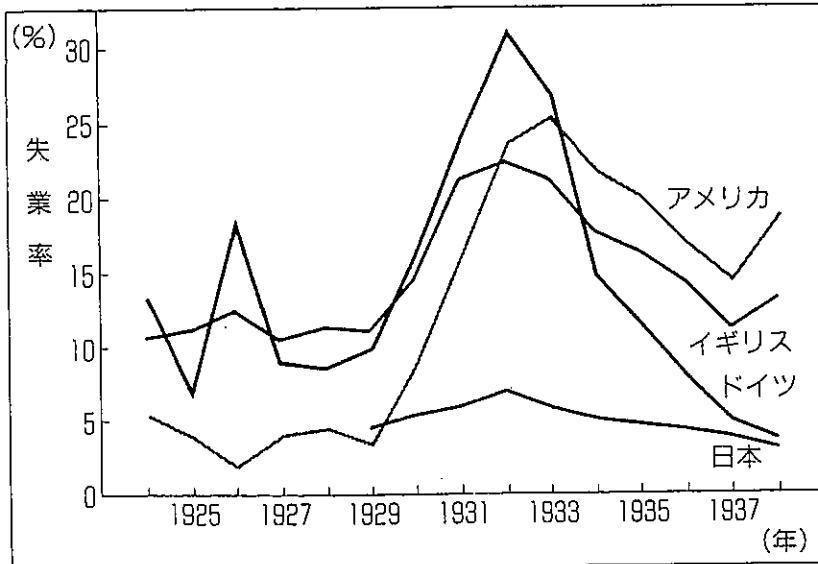
- (1) 
$$\frac{\text{法人税収}}{\text{GDP}} = \textcircled{1} \frac{\text{法人税収}}{\text{法人の総営業利益}} \times \textcircled{2} \frac{\text{法人の総営業利益}}{\text{経済全体の総営業利益}} \times \textcircled{3} \frac{\text{経営全体の総営業利益}}{\text{GDP}}$$
  - ① 第1項 法人の租税負担(実行税率、ETR)  
課税ベースの拡大と多くの国で安定的な傾向を示す
  - ② 第2項 全付加価値の法人部門の割合(share operate section)  
個人から法人へ富のシフトが進んだことを示す
  - ③ 第3項 GDPに占める企業所得の割合(profitability)  
2000年代に増加し、アントレナーシップの発揮が見られる。
- (2) 法人税のパラドックスは①課税ベースの拡大、②個人から法人所得へのシフト、③新規起業という3つの要因を示している。



1. 昭和恐慌期における経済回復パターンの特徴



② 各国の失業率



恐慌対策

- 国内対策：米…ニュー=ディール政策, 英…低金利政策, 独…ヒトラーの四か年計画(公共投資・統制経済・再軍備)
- ブロック経済：英…スターリング=ブロック, 独…広域経済ブロック, 仏…フラン金ブロック, 米…善隣外交(汎米ブロック)

2010年1月

## 日本経済の軌跡(維新後と終戦後)

1868年	明治維新 (五箇条御誓文(68)、版籍奉還(69)、廃藩置県(71))	1945年	終戦 (占領、財閥解体・農地改革等の民主化指令)
1877年	西南戦争 (1877年～ 紙幣乱発・インフレ)	1946年	ハイパーインフレ期(～1948年) 新円切替 傾斜生産方式の開始
1882年	日本銀行設立 松方デフレ(1881年～)を経て、企業勃興期(1886～)へ	1948年	この頃より、冷戦の高まりを背景に、対日占領政策転換(懲罰→再建重視)
1889年	最初の資本主義的恐慌	1949年	ドッジ・プランの実施(緊縮財政、単一為替レート<360円>)
1894年	日清戦争(～1895年)	1950年	朝鮮戦争の勃発、特需景気
1897年	貨幣法(金本位制移行)	1951年	サンフランシスコ講和条約及び日米安保条約調印(52年発効し、占領終了・主権回復)
1900年	金融恐慌	1955年	高度成長の開始 (1955年 保守合同・社会党統一<55年体制>) (55年頃までに、主要な経済指標は戦前水準を回復)
1902年	日英同盟 (1894～1911年 不平等条約の改正)	1964年	IMF8条国へ移行、OECD加盟
1904年	日露戦争(～1905年、ポーツマス講和) 戦後、工業化の本格的進展	70年代	高度成長の終焉、安定成長期へ移行 以降 ニクソン・ショック(1971年)→変動相場制移行(1973年) (1972年 沖縄の本土復帰) 石油ショック(1次:1973年、2次:1979年) 経常収支の黒字が恒常化・増加(80年代入り後)
1914年	第1次世界大戦	1985年	プラザ合意
1916年	大戦景気	1987年	バブル生成 (大企業の銀行離れ、リゾート及びオフィスビル開発のブーム、緩和政策<財政出動・低金利>)
1918年	第1次世界大戦の終了 (1918年 平民宰相・原敬) (1919～20年 普選運動)	1989年	冷戦終結(ベルリンの壁崩壊) 株価ピーク(地価は91年)
1920年	戦後恐慌(株暴落) (以降、慢性的不況、緊縮財政・軍縮、累次財界救済融資)	1991年	バブル崩壊(株価、地価暴落) (以降、累次景気対策) (1993/8 細川内閣) (1994/6 自社さ政権)
1923年	関東大震災 重化学工業立ち直り(設備合理化)	1995年	阪神・淡路大震災
1927年	昭和金融恐慌 金融救済(高橋蔵相) (1928～29年 景気上昇)	1997年	平成金融危機(→構造的デフレ経済)
1929年	大恐慌(10/24)	1999年	ゼロ金利政策 ～07年 小泉改革(2001年)、量的緩和政策の解除(2006年)
1930年	金輸出(旧平価)解禁(国際競争力強化のため) 世界恐慌の波及	2008年	世界金融危機、世界不況 (2009/8 政権交代) 以降 国際動向:G20で協調対応 国内動向:経済低迷(景気・改革・格差) 最近20年間、平均成長率は名実とも1%程度(最近10年間では、実質が1%、名目が0%程度) 2004年:人口のピーク(12,779万人) 2007年(6月):家計の金融資産残高ピーク(1,571兆円) (米中のはざま)
1931年	英、金本位停止(9月)	今後	
1932年	高橋財政(金輸出再禁止、低金利政策、財政出動) (輸出主導の景気回復) (1935年 インフレ景気頭打ち)		
1936年	軍事支出経済へ(財政圧迫と所得格差) (米中のはざま)		
1938年	国家総動員法(戦時法規制の集大成)		
1939年	第2次世界大戦		
1941年	太平洋戦争		

預金保険機構  
永田理事長挨拶

## II 平成 26 年度税制改正のポイント

2013.2.14 沖縄タイムス朝刊

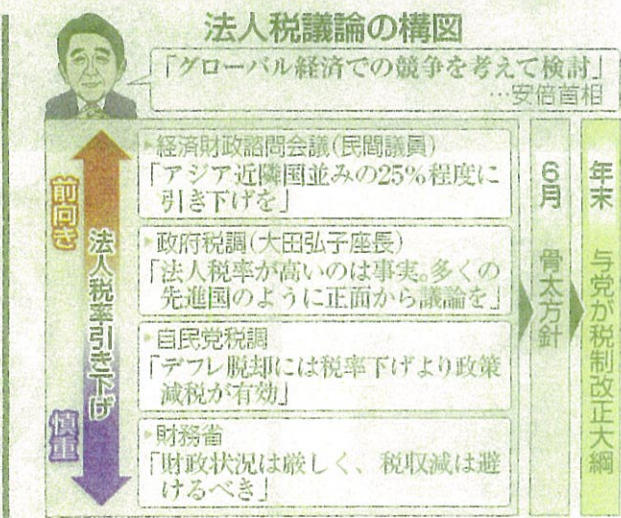
# 法人減税 波乱含み

「異次元の税制措置を断行する」  
 1月下旬の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）でこう宣言した安倍首相は、スイスからの帰国早々に政府税制調査会を異例の前倒し日程で始動させた。

法人税を検討する座長には、第1次安倍政権で経済財政担当相を務めた「側近」の大田弘子氏を起用した。税調委員には産業競争力会議でコメの減反廃止論議に火を付けた新浪剛史ロースン最高経

① 産業競争力強化法  
 即時施行  
 ② 法人税率

### 沖縄タイムス

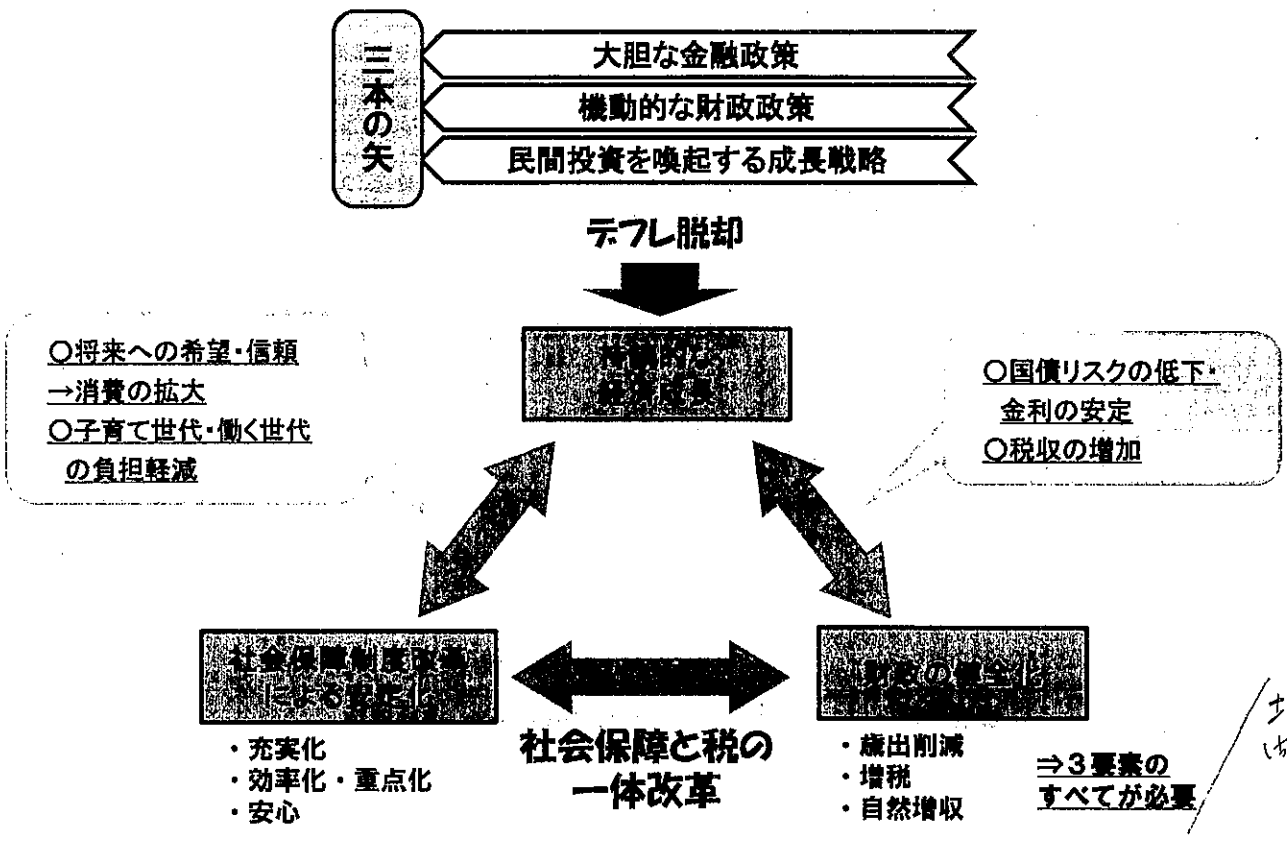


(似顔 本誌康司)

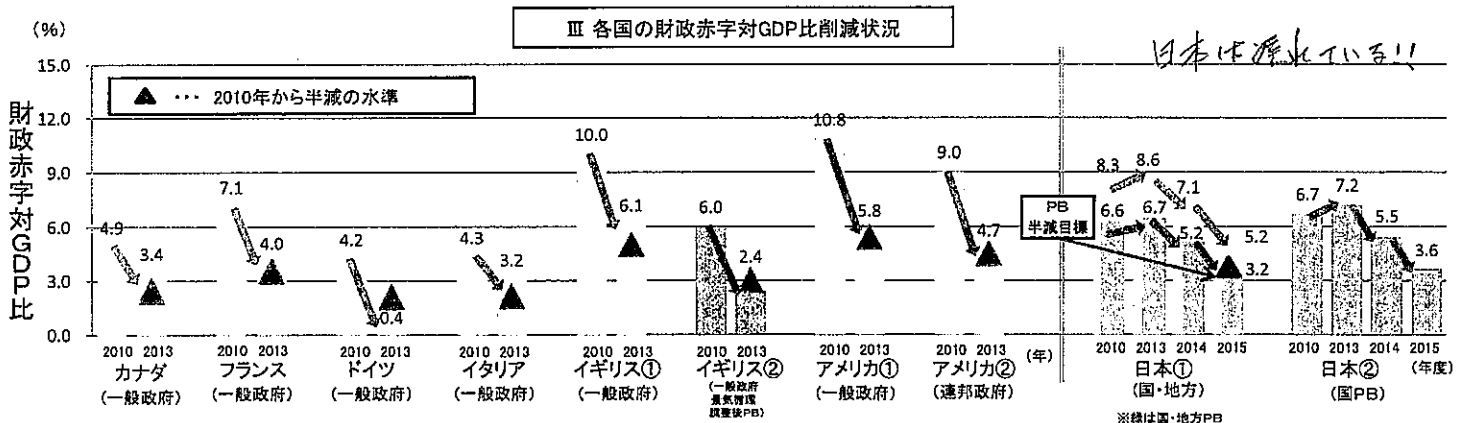
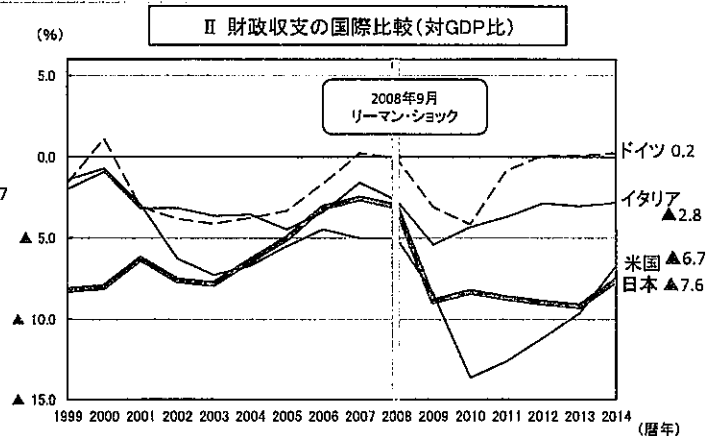
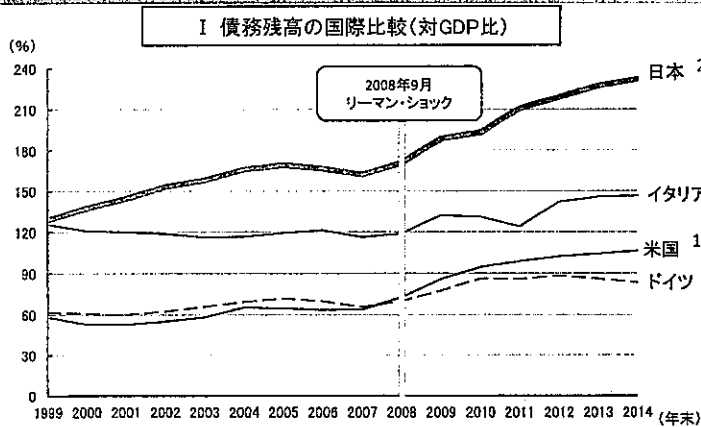
法人税の行方は消費増税とも絡み合う。4月には消費税率が8%に上がる。家計に負担を強いる一方で企業を優遇することへの反発とどう向き合つかは政権にとって避けて通れない課題だ。

他方、党税調や財務省が年末に予定する消費税率10%への引き上げ判断を最優先し、法人税では譲る展開も予想される。増税後の景気悪化を乗り切れるかどうかは首相の求心力を左右するとみられ、先の読みづらいパワーゲームが年末まで続く可能性が高い。

▼ことば 法人税改革 国税である法人税や地方税の法人事業税など企業の利益に課される税金の実効税率は、中国や韓国などと比べて高く、経済界が引き下げを求めている。安倍晋三首相は1月、海外と比べて「競争的なものに」と法人税改革への意欲を表明した。



財政の現状 —債務残高と財政収支の推移—

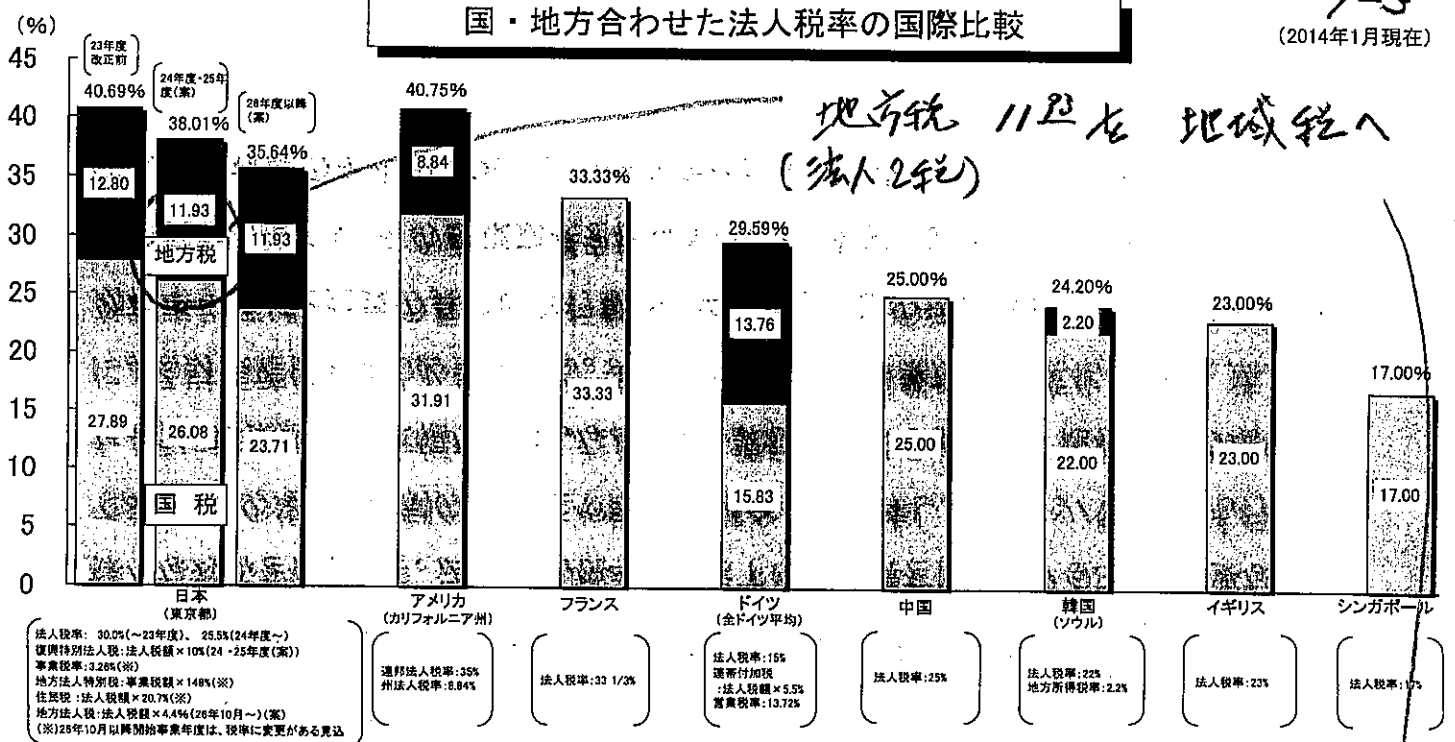


※一般政府=国+地方+社会保障基金

※景気循環調整とは、失業保険給付や各種税金など景気変動の影響を受ける歳入・歳入項目について、景気変動による影響部分を除くこと。

(出典) 日本: 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2014年1月20日)、諸外国: IMF資料、アメリカの連邦政府財政赤字のみ、大統領府行政管理予算局(OMB)資料 (注)2010年(度)は実績、2013年(度)以降は見通し

国・地方合わせた法人税率の国際比較



(注) 1. 上記の税率は、法人所得に対する租税負担の三部が積み算されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。  
 2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県)より国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別課税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。  
 3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%)・付加税(税額の17%)・市税(8.85%)を合わせた税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では税率は連邦法人税率の35%となる。  
 4. イギリスにおける法人税率は2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げる事が検討されている。  
 5. フランスでは、売上高783万ユーロ以上の企業に対し、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から78.3万ユーロの控除が行われるが、前記税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対しては、2012年より2年間の期限措置として法人税付加税(法人税額の5%)が課されていたところ、2014年予算案によりさらに2年間延長された(2014年以降の税率は法人税額の10.7%)。なお、法人所得課税のほか、国土経済税(地方税)等が課される。  
 6. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連邦付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率393% (2012年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。  
 7. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として80:40)である。  
 韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほかに資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。

税・財政文化の転換点

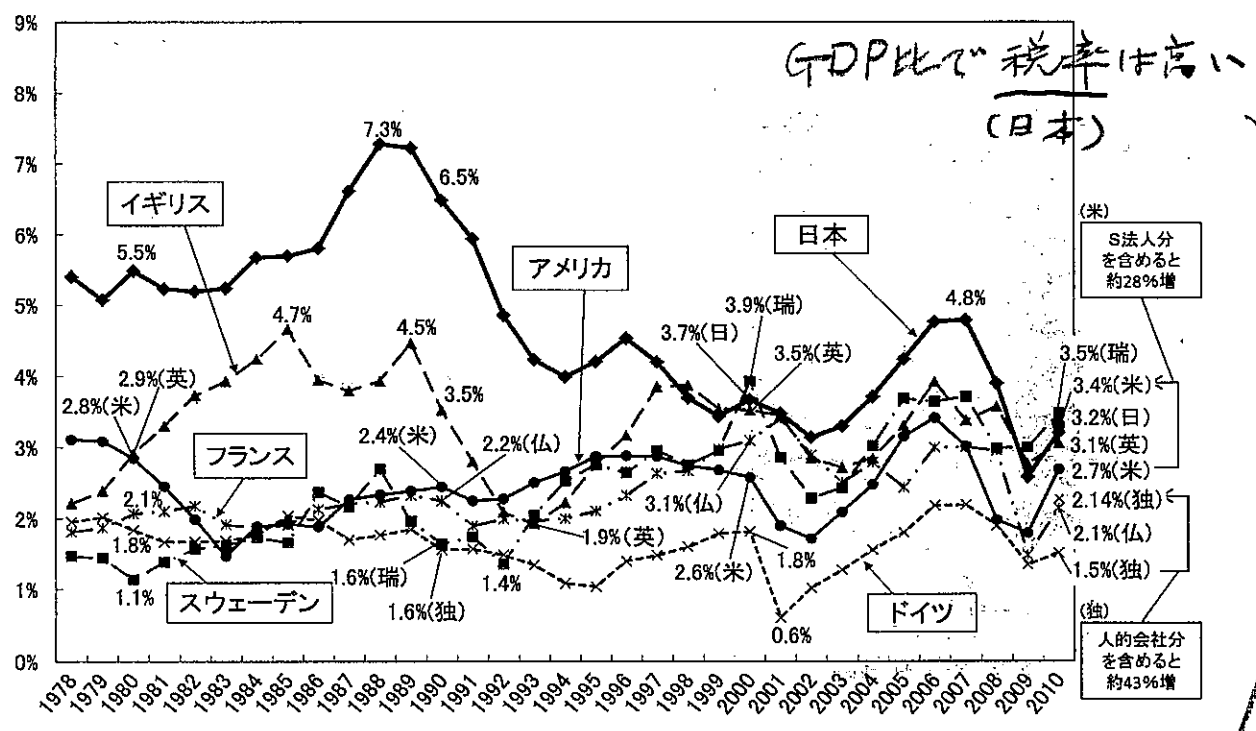
地方  
地方中心 流れ

	従前(通念)	今後
経済	高成長を当然視 ⇒成長に支えられた税制	成長を支える(国・地方)税制の構築
税	・自分以外の誰かが負担 ・自分が増税=不公平	・税は皆が「広く薄く」負担 ・社会参加の「会費」
帰結	当事者意識の欠如 ⇒政治・財政への無関心	当事者意識 ⇒政府への監視

高成長を  
法人 増税

日本を支える 在り方  
地域、自分たちの手で自分たちの税  
(予定)

## 法人所得課税(国・地方)の税収の推移(対GDP比)



(出所)OECD"Revenue Statistics 1965-2011"、同"National Accounts"

利益率は低いのに  
法人税率が高い日本!!

### 企業の収益力

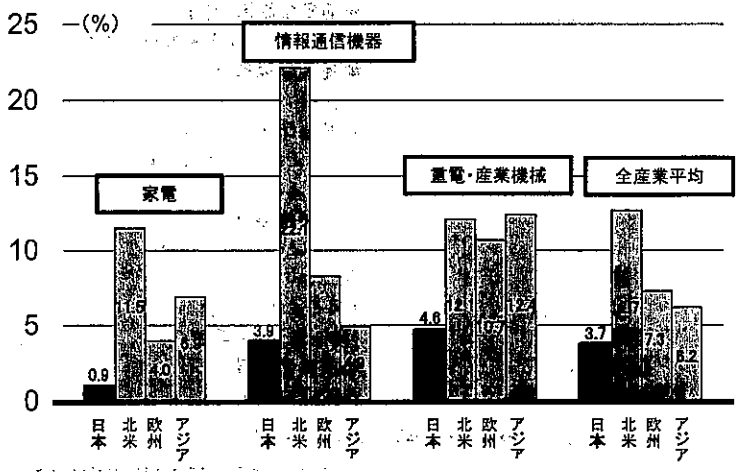
- 納税の発生する利益計上法人の事業コスト(営業費用(売上原価、販管費)、営業外費用、特別損失)は売上げの約95%。一方、売上げに対する法人税額は1.4%程度。
- 日本企業の利益率は国際的に見て極端に低い水準。

#### 利益計上法人の利益構造(対売上比率)

	日本		韓国	
	金額(兆円)	構成比	金額(兆ウォン)	構成比
売上	767.1	100.0%	3,450.1	100.0%
税引き前利益	39.2	5.1%	258.4	7.5%
申告所得金額	33.9	4.4%	228.1	6.6%
法人税額	10.4	1.4%	39.6	1.1%
利益計上法人割合	27.7%		67.6%	

(出所) 日本:平成23年度会社基本調査(国税庁)より推計。韓国:2012年統計年報(韓国国税庁)  
 (注1) 日本の税引き前利益は、申告所得金額に受取配当及び海外子会社から受け取る配当等の基金不算入額と繰越欠損金の当期控除額を加算し、寄附金及び交際費等の損金不算入額を控除して算出。  
 (注2) 日本:利益処分の法人税額に、所得税額控除額及び外国税額控除額を加算して算出。韓国:支払税額に外国税額控除額及び最低限税額を加算して算出。

#### 売上高営業利益率の国際比較



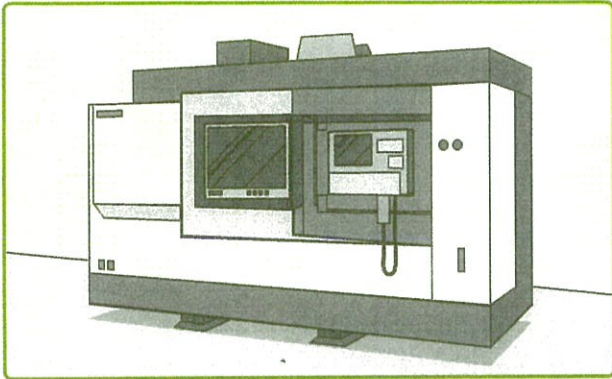
(出所)日米欧アジア機械産業の国際競争力の現状(日本機械輸出組合)

# (1) 最新設備の要件

*rok*

機械装置 / 工具 / 器具備品 / 建物 / 建物附属設備 / ソフトウェア  
 ※機械装置以外は一部の設備のみ。

簡単な手続で、税制優遇が受けられます。



**[必要手続]**

設備メーカーから、証明書を受け取ってください。

**[要件]**

- 最新モデルであること
- 生産性が年平均1%以上向上していること  
注：生産性＝「単位時間あたりの生産量」「精度」「エネルギー効率」等

一定の価額以上であること

- 機械装置：160万円
- 工具及び器具備品：120万円  
(単品30万円以上かつ合計120万円)
- 建物：120万円
- 建物附属設備：120万円  
(単品60万円以上かつ合計120万円)
- ソフトウェア：70万円  
(単品30万円かつ合計70万円)

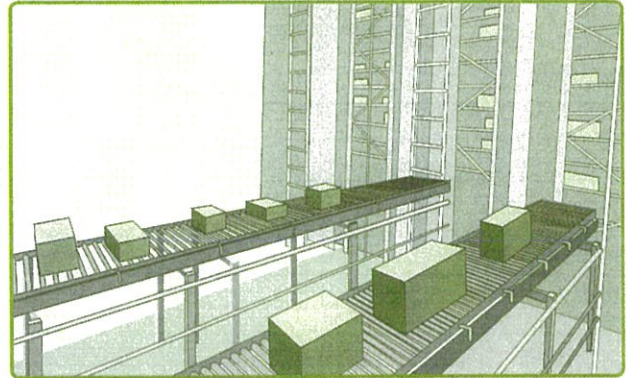
(2)

# 利益改善のための設備の要件

1  
10

機械装置 / 工具 / 器具備品 / 建物 / 建物附属設備 / 構築物 / ソフトウェア

利益改善のための一連の設備が丸ごと対象になります。



**[必要手続]**

投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前確認を受けた上で、経済産業局へ申請してください。

**[要件]**

- 投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%)であること

$$\text{投資利益率} = \frac{(\text{営業利益} + \text{減価償却費}) \text{の増加額}}{\text{設備投資額}}$$

一定の価額以上であること

- 機械装置：160万円
- 工具及び器具備品：120万円  
(単品30万円以上かつ合計120万円)
- 建物及び構築物：120万円
- 建物附属設備：120万円  
(単品60万円以上かつ合計120万円)
- ソフトウェア：70万円  
(単品30万円かつ合計70万円)

*上記丸ごととの相違？*

*株向対策類似不可*

**生産性向上設備投資促進税制についてのお問い合わせ**

北海道経済産業局	地域経済課	TEL:011-709-1782	近畿経済産業局	地域経済課	TEL:06-6966-6065
東北経済産業局	地域経済課	TEL:022-221-4876	中国経済産業局	地域経済課	TEL:082-224-5684
関東経済産業局	地域経済課	TEL:048-600-0254	四国経済産業局	地域経済課	TEL:087-811-8513
中部経済産業局	地域振興課	TEL:052-951-2716	九州経済産業局	企業支援課	TEL:092-482-5435
中部経済産業局北陸支局	地域経済課	TEL:076-432-5518	沖縄総合事務局	地域経済課	TEL:098-866-1730

経済産業省 経済産業政策局 産業再生課 (直通)03-3501-1560

詳しくはホームページをご覧ください。 [http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/seisanseikojo.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html)



# 設備投資を 決断する チャンスです!

産業競争力強化法  
生産性向上設備投資促進税制

## 即時償却 または 税額控除 5%

[平成26年1月20日から平成28年3月末日まで]

## 特別償却 50% または 税額控除 4%

[平成28年4月1日から平成29年3月末日まで]

左記特別大か?

### 対象設備

最新設備を導入する場合

**単品設備**    **簡素な手続(事業者の申請不要)**

機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、ソフトウェア ※機械装置以外は一部の設備のみ

利益改善のための設備を導入する場合

**複数設備可**    **投資計画の申請が必要**

機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェア

### 利用できる方

青色申告をしている法人・個人事業主

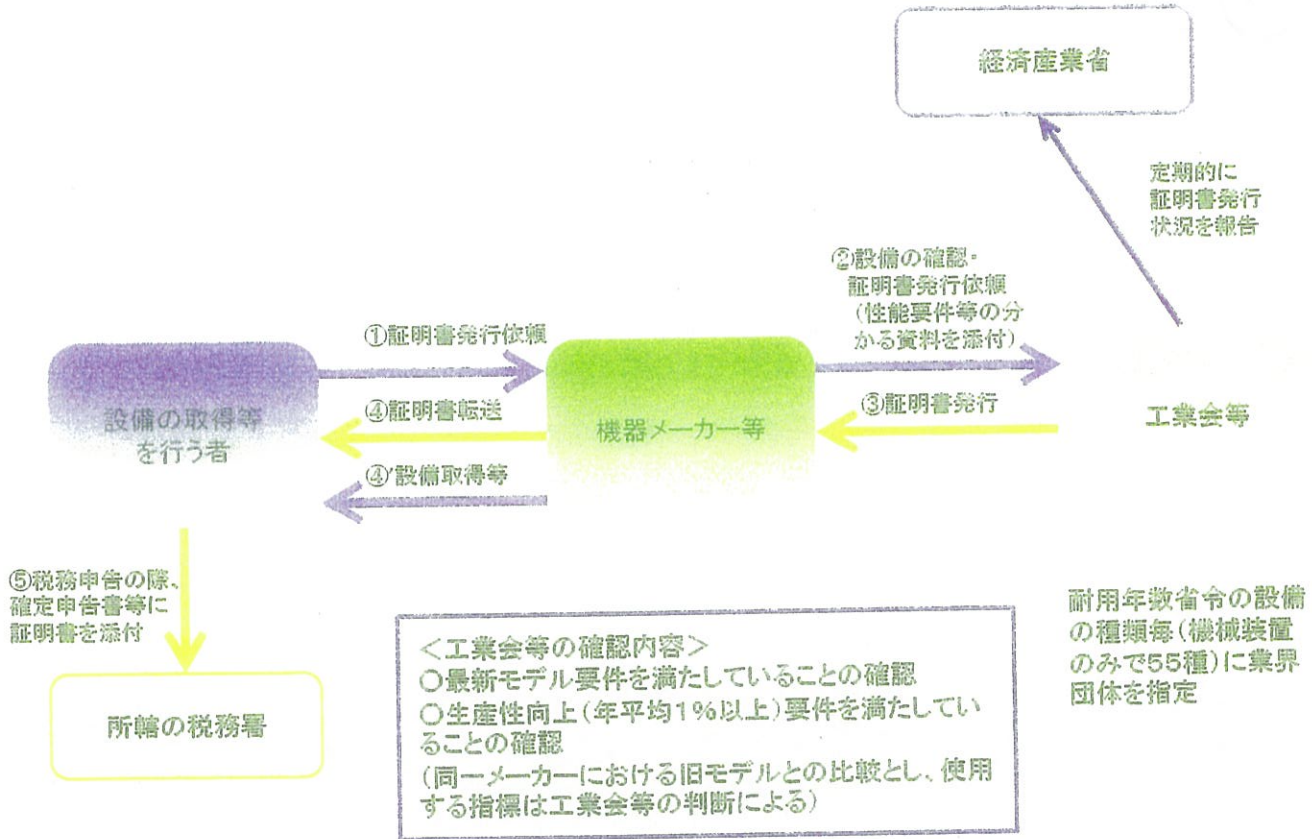
範囲の制限?  
どの程度?



### 3-1. 先端設備の要件確認スキーム

3

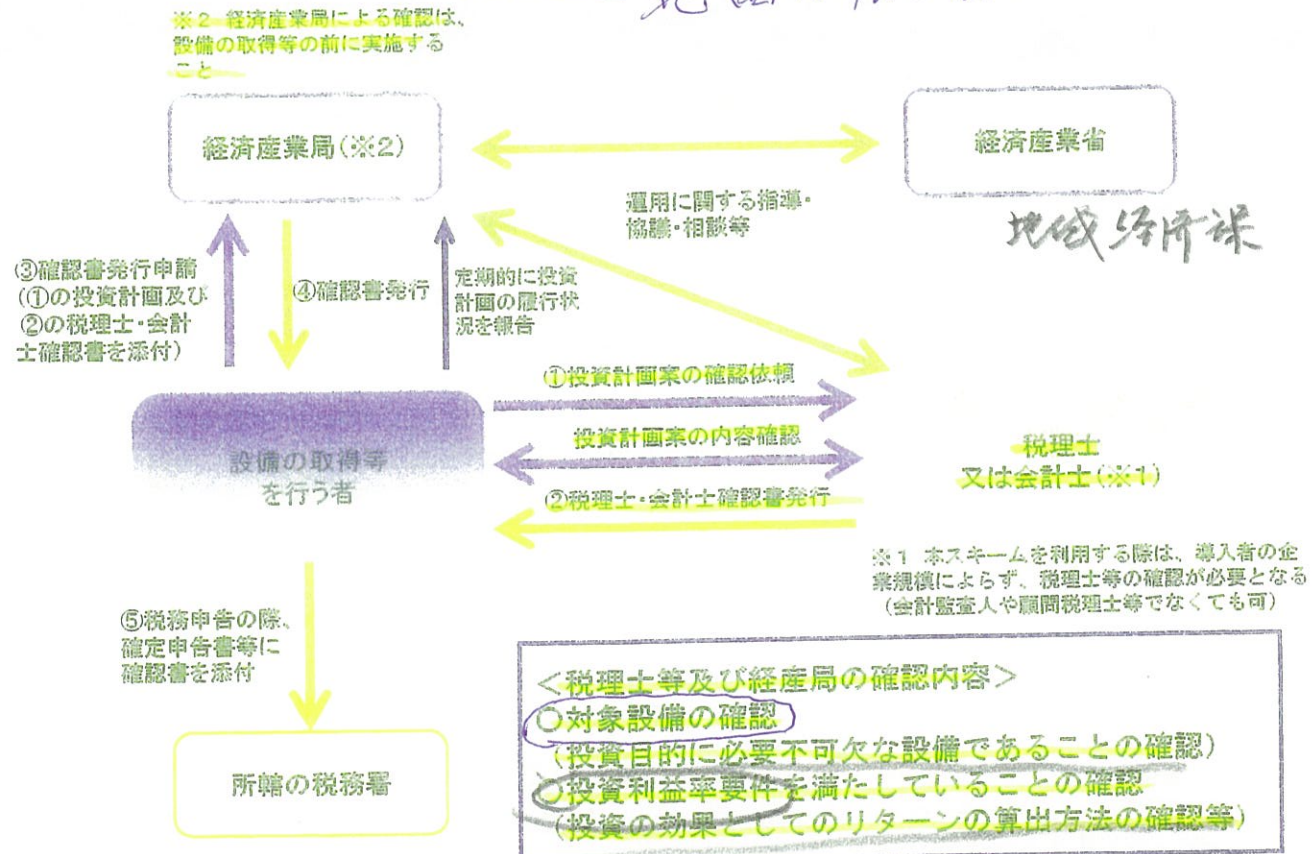
10-3



3

### 4-1. 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備の要件確認スキーム

範囲は広いのか



7

## 【公認会計士・税理士による確認書面の記載例】

〔 文中の            は、申請者の実情等に応じて適宜変更すべきものです。 〕

事前確認書（手続実施結果報告書）（注<sup>1</sup>）

平成    年    月    日

〇〇〇株式会社

取締役会御中（注<sup>2</sup>）

確認者の名称（注<sup>3</sup>）

印

私は、〇〇〇株式会社（以下「会社」という。）からの依頼に基づき、会社の作成した平成〇〇年度の産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち生産ラインやオペレーションの改善に資する設備投資計画申請書（以下「申請書」という。）及びこれに添付された「基準への適合状況」（以下「基準への適合状況」という。）について、以下の手続を実施した。なお、当該手続は、会社が産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち生産ラインやオペレーションの改善に資する設備投資計画の確認申請を行うために作成した「申請書」及び「基準への適合状況」に記載された記載内容を対象として確認することを目的とするものである。

**手続の目的**

私は、「申請書」及び「基準への適合状況」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

（注<sup>1</sup>） 公認会計士又は監査法人（公認会計士等）が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会研究報告第20号「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とする他、本文例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同研究報告の文例を参照して、適宜改変することができる。

（注<sup>2</sup>） 宛先は、申請者とする。または、「代表取締役    x x x x x 殿」とする等、実情に応じて、適宜、記載を行う。

（注<sup>3</sup>） 確認作業を行った公認会計士・税理士の氏名を記載し、押印する。

## Ⅱ. 沖縄県法人会連合会の要望の概要(案)

平成 26 年 2 月 8 日

### 「平成 27 年度 税制改正要望事項」について

経済の三要素は、家計、企業、政府である。

このうち企業は税収の基礎である課税利益を創出、政府と家計は社会的に必要な消費を行う。その企業の中核をなすものは法人であり、経済の活性化は法人の活性化がその要になると考える。法人の利益が納税を通じて社会の福利に重要な貢献をする。

また、法人は課税利益に対する法人税等を納税するとともに、消費税、源泉徴収所得税、個人住民税、固定資産税、酒税、自動車関係税等の主要な税について負担者又は徴収義務者等となっており、その額は国及び地方の全税収の 70%をはるかに越えているものと思われる。その法人の立場に立って税制改正に関する提言を行う。

#### 「分かり易い税制と透明性、税の納得性」

所得・資産・消費のバランスのとれた税制、経済社会の変化と情報化時代に対応した簡素で、透明で、社会の活力を養い、国際的に通用し、競争力があり、納税者の納得のできる税制を確立すべきである。規制緩和の観点からは、税は規制の最もたるものであることを理解する。

税の簡素化と透明性は、税の制定、執行、使途の流れについてわかりやすく、納得のできる説明をすることによって、納税者の信頼を高めることと理解されたい。

経済は進化、発展をしておき既存の制度はその発展等に応じて柔軟に変化すべきであり、社会通念からかけ離れた片寄った税の制定や税の執行を改め、納税者が納得のできる税の使途を実現すべきである。特定の歳出が既得権化することのないよう受益と負担の両面からバランスのとれた、社会が必要とする、無駄のない最小限の費用、即ち透明性のある公共サービスをまかなうための税制を構築して、社会や地域が活力を高める税環境の整備を図っていただきたい。

#### 「増税の影響とその対処」

特に、税の増収は経済的成長の成果であることを理解し、増税に際しては、その経済的、財政的影響額を明確に試算し、社会的影響を想定すべきである。当然その試算に対する具体的方策を示し、実行に移すべきである。特に、デフレ脱却を目指す現況においては、未だ残ると言われている需給ギャップを明確に認識し、対応すべきである。

東日本大震災に係る復旧・復興に向けた支援策については、財政において対応することが第一である。税は長期的に財政の健全化を支援すべき立場であり、また、現状において増税はデフレ状態を（流動性の縮小を通じて）更に悪化させるものである。臨時的な災害に対処するには常日頃の国家の備蓄（無い時は公債）によるべきである。増税（永久化）と災害対策（一時的対応）を混同して、災害の支援策を増税と取り違えてはならない。税制の抜本改革は今、絶対に必要であり、以下に述べるところであるが、それは平時の国家運営の安定と財政改革のためである。

## 1. 歳入・歳出 税制・財政

### (1) 財政健全化 (構造問題)

#### ①ここまで悪化した財政の内容と原因(責任)を明確にする

財政健全化を進めるための第一の道筋は、財政悪化の原因(責任)を明確に認識し、その上で、対処すべき方針を決めるべきである。

基本的には、不適切な支出が多く、無駄使いが過ぎたということである。

#### ②現在の経済危機を脱し、景気を回復基調に乗せることを優先課題とし、規制緩和を進め、現状維持や旧態保全に改革により長期的に財政の再建と社会保障費の改革を進めなければならない。税の増収は、経済的成果のもたらすものであることを理解する。

まず、需要不足を埋めてデフレを解消する方向で企業の強化と経済の活性化に注力し、長期的には、歳出削減計画(数年間)と適正な公債発行による歳出構造の改善による財源調達を主とし、安易な公債の発行であってはならない。

#### ③経済危機からの脱出対策は具体的かつ速やかに実施すること

企業はモノを売って利益を上げるために存在し、その目的のために人を雇う。企業や経済を強化し、成長させることが雇用政策(強制ではなく)であることを理解する。

(1) 中小企業支援策は経営支援、雇用支援を中心に緊急に大幅に実施すること。

(2) 中小企業にとって負担過重となっている社会保険制度や雇用労働保険制度について時限的に負担軽減を図る制度を導入すること。

#### ④日本の政治及び政治家の抜本的な改革の必要性

日本の政治(家)についても、早急で、適切な規模の改革投資を行う必要がある。

過去の巨額な国家債務、今回の震災の政治の意思決定の不適切さとタイミングの問題点を改めなければならない。日本の政治と政治家と現状、責任感と自覚、近隣諸国との外交交渉力、適切な指導力と説得力、国会議員等の人数について、国民として納得のいかない点が多い。

#### ⑤歳出削減を実行した後、景気の回復を確かめ、増税を含め税制の抜本的改革を長期的展望を持って行う

税制は長期的な観点の下、税の目的と基本の確立を目指し、目先の人気取りのなものや一部優遇、一部配慮や少額で複雑な制度を廃止する。

#### ⑥行政改革と財政改革は一体として推進すること

(1) 公務員制度の改革は急務である。

(2) 国、地方に共通する議員定数の縮減とその報酬の見直し。

(3) 国民福祉が国内において地域間格差のない医療、教育、福祉等の最低限の保障制度を確立すべきである。

#### ⑦赤字法人比率の改善

73%もの赤字法人が、法人税を納めることなく存し、本来の税収の35%が繰越欠損金等により控除されるのは問題である。

#### ⑧特別措置法の縮減と明確化

⑦と関連し、利用法人が30%程度と少ない。利用実態を明確にするとともに、期限、縮減の明確化が必要である。

①「改革とは白紙からの改革」

歳出の改革は歳出の効率化と削減であり、税金の使い方と使途の改善と節減である。歳入の改革は安定的な歳入を図るための経済の活性化による税制の抜本的改革である。

②基礎的財政収支の赤字半減・黒字化は経済の活性化による税の増収により

経済の活性化が、結果としての税の増収をもたらすことを特に理解すべきである。経済とは経国済民と言われ、稀少性の中で最善の政策によって、社会に最大の富と幸福を与えることである。

税率等を引き上げて税の増収を図るという本末転倒で安易な思考ではなく、経済の活発化と経済成長を図るために必要ならば税率を引下げてでも、企業の活性化を支援する政策によって、結果としての税の増収を図る工夫を真剣に行うべきである。

③経済の活性化は地域の活性化から

経済の活性化は机上の計算からではなく、現場、地域から。

特に地域の活性化が日本経済の再生につながる。地域の活性化とは国民の自助自立の育成が根本であり、新しい産業の創出であり、雇用の増進である。我が国の経済の発展と社会と文化の安定を長年にわたり支えてきた中小企業の活性化を支援し、企業活力の維持と再生に留意した税制を構築することを強く要望する。

文化は歴史とともに地域社会や経済が支え、形成して来た我が国の物心両面の成果であり、技術、学問、芸術、道德等の発展は上からの押し付けだけでは育成、継続できるものではなく、経済との両輪と考えるべきである。

④経済の活性化には規制緩和と中小企業の活性化が必要

税は、経済にとって最大の規制であることも認識すべきである。

⑤経済の活性化は企業の活性化を目指す法人税率等の十分な引下げが必要

⑥経済の活性化は、外国よりも優位にある環境技術や資本の活用に集中する必要がある

⑦国債残高の計画的、継続的引き下げ

国債残高は財政収入を上回る歳出の超過によって招いた結果である。原因を明確に認識して、後世代のために国家債務の削減の道筋をつけるべきである。

⑧歳出削減は何故できないのか、責任を持って具体的に実行する。

政治家や公務員は、国の危機と認識しても自己に痛みのある改革は実行することは出来ないので国民の監視が必要である。

国家の課題が解決できないのは政治的指導力の不足が原因である。年金問題、官僚の天下り、無駄の多い公共事業、進まない地方分権、国家的成長…これらが長い間改革できないのは何故か。

- i 政治的優先事項の誤認
- ii 「あれも、これも」の要求を「あれか、これか」に変える指導力不足
- iii 国家財政に対する責任感の欠如
- iv 先送りによる物事の解決

それは国家財政のバランスをとることのできない政治家の指導力不足である。

⑨改革できない歳出に対して、国民が直接関与する新たな効率的な方策を研究すべきである。

特に地域目から見た無駄遣いを監視することはより直接的、現場的な関心となる。納税者の納税のために歳出を見る、チェックする機能を納税者に与える。

## (2) 社会保障費の財源確保

### ① 社会保障財源の悪化の原因の明確化

現在、10兆円を超えるもの赤字国債が社会保障費の財源となっていると言われている。

社会保障費の財源改革は社会保障制度自体の改革であり、社会保障の自立性の問題である。税は勿論、他の依存によって社会保障の改革を行うべきものではない。

このように財源が悪化し、将来の設計が出来ない程になっている原因を明確に認識し、次世代の負担に対し、充分理解(納得)できる対処を明確にすべきである。

即ち、誤りを正して再出発する中での負担のあり方を決めるべきである。

### ② 社会保障給付費の改革と今後のレベルの明確化

中福祉のための中負担は社会保障自体の問題であり、税や他のものに依存するという事ではない。それは社会保障自体が自立的に考えるべきである。

自立した社会保障制度の改革のためには、高福祉高負担の議論も行う必要がある。

### ③ 安定的財源の確保

諸条件を整備した上で、必要な安定財源を確保し、消費税率の引きあげを社会保障費の財源確保と組み合わせない方向で検討する。

財政は過去の誤りを認識した歳出削減を第一とし、臨時的には財政支出を充て、明確な制度設計の下で臨時的な税制による税収を充てることも検討する。

### ① 社会保障費と税制の一体改革の矛盾

(中・長期的課題)

一体改革とは、その形容詞である「経済社会の変化に対応した」という言葉を忘れることなく、「社会保障の全体改革」という趣旨である。

現行の負担水準に合わせて、給付水準を見直す。日本はこれから人口構造の変化に直面する。

社会保障と税の一体改革が、いたずらに社会保障費の拡大につながってはならない。社会保障費に適正な歯止めをかける改革に最低限、税も参画するのである。

併せて社会保障制度の中にある無駄を徹底して排除する。

### ② 公的年金のあり方(税方式、保険料方式)

現在の財政方式である「賦課方式」を改め「積立方式」へ変更する必要がある。

制度を改めた後の財源確保については、過渡的財政支援もやむを得ないが、先決すべきは制度の改革と将来への展望である。

### ③ 持続的な社会保障制度の確立

人口減少、少子高齢化に耐える制度を構築する。

いたずらに現行の「賦課方式」を維持しようとする事は将来の国家破綻を招き、解答のない解決を求めることであることを認識する。

### ④ 公平な世代間の受益と負担

平成26年1月の人口推計によれば、日本の全人口は127百万人である。そのうち選挙権のない19才以下の人口は22百万人、選挙権のある人口は104百万人となる。選挙権のある人口104百万人のうち、60才以上の人口は41百万人であり、選挙権人口の約39%である。

社会保障費は年金を始め高齢者の受益分が極めて大きい。

社会保障費の改革において、利害関係者とも言うべき高齢者に対して現役世代の意見(選挙権シェア)が十分に反映されていないと言わざるを得ない。

**(3) 行財政改革の徹底**

- ①ここまで悪化した財政の内容とその責任の所在を明確にする。  
その上で対処する方針を決める。責任とは決定者の責任と受領者の責任(不当利得)である。

**②無駄の削減の枠組**

行財政改革のポイントは無駄の削減である。  
行財政改革の枠組を税収に見合った、歳出とすることである。  
例えば平成 26 年度一般会計予算(案)で示せば、

- (1)国債発行は国債費の範囲内(枠内)とする。

国債発行	23	兆円	= (2) 国債費と同額として、	現実と差 41兆円(18兆円オーバー)
税収	50	〃		
税外収入	5	〃	歳入合計	78兆円

- (2)歳出の順序は次の通りとし、社会保障費確保のために無駄を削減する。

国債費	23	兆円		
交付金等	16	〃		
文教科学	5	〃		
公共事業	6	〃		
防衛	5	〃		
その他	10	〃		
社会保障費	13	〃	歳出合計	78兆円
				31兆円(18兆円オーバー)

**③歳出の削減**

累積債務の原因は効果のない、国を弱体化させる無駄な財政支出にあったことは明らかである。歳入の枠内の歳出とするとともにその中で歳出の効率化と削減を実現する。

社会保障費の財源は、先ず社会保障の根本的改革を行ない、その不足分を歳出削減を柱とした改革により補填することの議論から始めるべきである。

**④財政健全化への道筋、財政再建のヴィジョンを明確にする**

税収が減少傾向の中で 1,000 兆円とも言われている国家債務を税制等によってどう解決するか。その債務超過額は、300~500 兆円と考えられる。

先ずは、現在の赤字と出血(歳出超過)を止めるべきである。

歳出、歳入の一体改革と趣旨は、歳入に見合った歳出である。歳出の改革は即ち、社会保障費、議員定数、公務員定数の削減である。また歳入改革については、その柱となる税の増収は経済の活性化による自然増によって図るべきである。

「例えば国民の納得を得てこういう風に、国家債務は 1,000 兆円である。歳出は公債支払 20 兆円(除く、利払)も含めて 90 兆円である。歳出を 10 兆円上記の項目で削減すれば 80 兆円である。歳入は公債発行を一切行わず税収で 80 兆円、その他で 10 兆円とする。その他は国債支払に充てる。税収 80 兆円は税制を改革し、簡素な税目(中・長期的課題②)を中心とする。国家の債務超過額 500 兆円は 10 年程度で解消する」

特に、現在の財政危機は、税収を越える無謀な歳出（支出効果を考えない支出）により招来されたものであることを銘記し、明確なビジョンの下、財政再建は先ず歳出削減（赤字を止める、止血）から着手し、目標年次を明確に定め、計画的な財政運営を行うことから始めるべきである。

⑤しかし、歳出削減だけでは財政再建はできない。税収は結果であり、その要因は経済である。経済活性化、景気と経済の拡大発展の果実であることを忘れてはならない。



### ①無駄の削減

現在まで累積された国家の債務超過 300～500 兆円の原因は支出された資金が無駄な支出であったことの証拠である。この無駄の原因、内容を明確にし、解消計画を確立すべきである。

これは国民的課題であり、国民一人一人が認識して今後は有効な支出を行うとともに、累積債務の解消のための努力を行うべきである。

そのためには、次のような点の改革が必要と考えられる。

- (1) 累積された国家債務の原因と責任の明確化（原因は無駄使いである。責任は支出を行った者である。）
- (2) 社会保障費の改革（本当に有用で、国を維持する社会保障費について再考の必要がある。）
- (3) 歳出の大幅な改革のための公務員、政治家の員数等の削減（No.1 の原因と責任の明確化）
- (4) 経済の回復と振興に資するための経済政策と税制の再構築（過去の反省と長期的視野）
- (5) 国民負担のあり方としては小さな政府をめざす必要性の確認。

### ②分かり易い税制による財政再建

以上、財政再建の基本「歳出超過の改善、立法者及び行政者の責任、経済と企業の活性化、地域への支援等」を理解し実施した上で、簡素で低コストな税制を構築すべきである。

今や税法の抜本的改革が必要である。経済環境の変化と国家の問題を認識すべき時期である。

法人税と所得税と消費税について思い切った簡素化を発想すべきである。

例えば簡素な税制の考え方として概要を述べると次の通りである。

所得税については、所得に対して一律 10%の課税とし、計算方法の簡素化と徴税コストの低減と意欲の出る税制にする。

次に、法人税については、法人が個人を擬制にして規定されていることから、所得の有無による不公平をなくし、収益（付加価値等）に一律 5%の課税とし、計算方法の簡素化と徴税コストの低減と公平な税制とする。

また、消費税については、国民の消費についてすべて一律 10%の課税とし、計算方法の簡素化と公平な税制とする。（国税関係）

③歳出、歳入のバランス感覚を明確にして経済成長の結果である健全な財政の確立が望まれる。過去の債務分の公債発行は別として、必要な歳出の範囲での税収という認識を高めなければならない。

### ④他人の物を他人の為に使うという歯止めのない行為の対策

政治家から見て、税は他人の物（国民が納めたもの）であり、自分のものでないため慎重な態度が欠ける。また、他人の為に使う（業界、福祉など）という行為は、自分にとって痛みのないものである。万年的な歳出超過の原因を明らかにし、それを断つ対策が必要である。

政治の倫理が特に必要である。

### ⑤歳入庁の構想

歳入庁による徴収一元化は世界の流れ

税金(国税庁)+社会保険料(年金機構)=歳入庁

税金(約 10 兆円)や保険料(約 12 兆円)の徴収漏れや不公正の防止

## 2. 経済

### (1) 当面の景気対策、中小企業の活性化

#### ① 真の雇用対策の理解

雇用対策は上からの強制ではできない。真の雇用対策は景気の回復であり、経済の活性化である。

今の雇用政策、失業者を減らすために企業に雇用調整給付金を出し、仕事がなくとも企業に採用を要請したり、失業者に総花的に研修手当を与えるような方法では解決しない。

併せて日本経済が過去 20 年間停滞してきた問題点を明らかにすべきである。その原因は結局、日本企業に対する社会的経済的環境が企業、特に中小企業の発展にブレーキをかけていることである。

#### ② 震災の復興と中小企業の活性化

雇用の改善は中小企業の活性化が最も重要なポイントである。数年間に渡る膨大な復興需要の中で中小企業の活性化による雇用の改善を位置づけ、中小企業の役割を明確にすべきである。

### (2) 企業の国際競争力の強化

#### ① 国際競争力と雇用

国際競争力の強化のためには、(1)輸出競争力を持つとともに、(2)国内への外国企業の誘致を図ることが必要である。輸出競争力は新製品の開発力であり、政府はそのための施策を充分に行う必要がある。併せて為替相場の効果的な管理も必要である。

また、外国企業の誘致については、国内の諸制度、効果的な資源の提供と競争力のある税率が必要である。

### (3) 持続可能な経済成長

(中・長期的課題)

#### ① デフレ不況の克服

1990 年代の不良債権問題、実質的な景気後退の 2000 年代、売上が上がらず、企業利益が下がり、雇用、賃金及び税収の落込というデフレギャップがいまだに解消できないのは政府の先送り政策(延命策)の誤りであり、先ずデフレギャップの是正による産業の構造改革が必要である。

#### ② 負の遺産の改善と新しい世代への引継

日本経済の低成長を解決するための議論と併せて、その議論の主体の変更が最も重要である。現存の旧態化した指導者、経営層が大幅に交代し、新しい 50 代未満の世代に重要な地位を譲り、過去の変革期におけるような活躍の場を人為的に与えるべきである。

#### ③ 少子化対策と 30 代、40 代世代

現在の子ども手当支給制度を見直し、人口を維持するため、子どもを安心して生み育てることができるような世代に対する対策を求める。

#### ④ 世代交代と新しい日本の構想

それは同時に、現在の 30 代、40 代世代に対して税制、財政の面で十分に支援し、将来が展望できる生活状態を保障することによって将来の日本を支え得る世代を育成するということである。

### 3. 国と地方のあり方と税制

#### (1) 三位一体の改革 (地方への税源委譲等)

##### ① 安定的財源の確保

地方への税財源の移譲を拡大し、国の権限を縮小し、地方の安定財源を充実する。地方の歳入と歳出の乖離を埋めるために行われている地方交付税交付金については、財政需要の拡大を抑制できず、公共サービスによる受益と負担の関係が不明確であるため縮減の方向で再検討する。

#### (2) 地域間格差 (地方の法人課税等)

##### ① 「離島特別控除の創設」

高速道路無料化等は、離島地域への格差を拡大させた。離島航空・船運賃への新たな助成と、小規模離島の出産、高校教育に係る経費の特別控除や、離島地域の法人税・所得税・消費税の税率引き下げるか、もしくは、離島特別控除を創設し、税負担の軽減を図るべきである。

#### (3) 中小企業の活性化と経済対策

地域重視の視点が必要である。地域における中小企業の活性化なくしては、地域の再生は望めない。

中小企業のニーズは自らの事業の持続と成長である。単なる一過性の金融支援などではなく、中小企業の本業を支援できる体制を取ることが中小企業の活性化につながる。

#### (4) 地方分権の推進

(中・長期的課題)

##### ① 道州制の導入

行政サービスの便益が及ぶ範囲に行政区域を再編(道州制)し、国と地方の役割分担を明確にする。

地方交付税を廃止し地方税の課税は、原則地方の自由とする。税の使途も地方の自主性を尊重し、地方の公共工事に国が干渉することは廃止すべきである。

国は、外交、防衛、警察、消防、義務教育、最低限の福祉等のナショナルミニマムを保障する役割を果たし、地方に干渉しない。

##### ② 地域における自立経済の構築

地方における受益と負担の関係を明確化し、財政運営の自己責任を徹底し、地方の自立を図る。

地域は国の救済等を期待せず、自立経済(経営)を構築する。

##### ③ 地方財政問題

国と地方の役割分担の明確化と地方への権限委譲  
地方公務員給与の適正化など地方行政のスリム化

## 4. 国税・地方税

### (1) 法人税

#### ① 法人税の実効税率を 25%以下にすること

#### ② 租税特別措置の定期的な見直し等を行うこと

<理由>

租税特別措置は、当面の産業、経済、社会的要請等から暫定的に設けられるべきものである。例えば、現下の経済から見れば、雇用の促進が経済社会の重点でありこの一点に集中することが社会の要請に従う。社会の必要性に速やかに対応して、その必要性の変化に応じて、速やかに見直し、廃止等すべきである。

従って最長期間を明確にし、例えば 5 年程度で廃止し、みだりに延長すべきではない。

#### ③ 法人課税の適正化と配当所得への二重課税の廃止を行うこと

<理由>

イ 現行の法人課税の方式は、法人擬制説を基礎とし、法人の所得は結局配当されて所得税が公平に課税されるという想定のもとに全体（法人及び個人）の所得税が構成されている。従って、所得税の前払である法人税率が所得税負担を超えることは個人課税のアンバランスにつながり、所得税率以下に止める必要がある。

ロ 今、仮に最高税率の部分で、A（個人事業による所得）と B（法人形態事業を経由して得る配当所得）を比較すると、B が A を超えており、結局これは法人税率が高すぎるか又は配当所得に対して二重課税が行われているということになる。

A、個人事業所得の税率	最高 40%	(国税のみで計算)
	(この部分の税引手取額 60%)	
B、法人形態の実効税率	最高 51.25%	(国税のみで計算)

法人税額	$100 \times 25.00\%$	$= 25.00 \dots \dots (1)$
配当所得	$100 - 25.00$	$= 75.00$
所得税額	$75.00 \times 40.0\%$	$= 30,000$
配当控除	$75.00 \times 5\%$	$= 3.75$
所得税額	$30,000 - 3.75$	$= 26.25 \dots \dots (2)$
合計税額	$25.00 + 26.25$	$= 51.25 \dots \dots (1) + (2)$
	(この部分の税引手取額 48.75%)	

C、法人の場合の負担の重い額

$$B - A = 51.25\% - 40\% = 11.25\% \text{ (負担が重い)}$$

#### ④ 剰余金の配当について損金算入を認めること

<理由>

上記②において、二重課税となっている配当所得について損金算入を認めると次のようになり、個人事業と法人形態の事業の実効税率が公平になる

⑤欠損金の繰越控除期間を15年以上とし、限度額を撤廃すること

<理由>

- イ 新規事業の立上げや業種転換及び不況時の企業リストラ等を収益で吸収するには時間と費用を要し、現在の9年間の繰越期間では不十分である。
- ロ 諸外国、特に英米等の繰越期間は無期限又は15年以上である。
- ハ 課税年度は人為的な区切りにすぎないものであり、その区切りによって計算の限度期間を設けることは正しくない。  
繰越控除額を繰越控除前の所得金額の80%とすることは繰越控除の趣旨に反する。

⑥社会制度として存在する会社制度の中で、同族会社の名の下に差別的な取扱いである留保金課税を廃止すべきである。(法67)

<理由>

「留保した金額に課税する」という制度は、同一所得に2重に課税することであり、制度の廃止を検討すべきである。

⑨不良債権の償却の弾力化と適正化

<理由>

貸倒損失の認定が経済実態と乖離しており、経済実態的な会計処理をした企業は有税償却を行わざるを得ない。

⑩交際費に対する課税を廃止すること(法61の4)

交際費の損金性を否定する租税特別措置としての現行の規定は、大幅に改善すべきである。

<理由>

- イ 交際費が企業収益の向上に資し、その結果納税に貢献していることは明白であり、これの損金性を否定することは法人税の加重、二重課税の問題も生じ所得課税という法人の課税趣旨からしても問題である。
- ロ 業種により交際費の必要額に差異があり、交際費を多額に要する企業の法人税負担は他と比較して重くなる。(2倍~3倍程度の差が見られる)
- ハ 冗費、濫費等、本来、法人が負担すべきではない費用の抑制はその対象を明確にして、個別に検討すべきであり、交際費の名の下に一括すべきではない。
- ニ 定額控除限度額の資本金基準の2倍程度への引上げ。  
昭和54年度の改正から33年間も経過しており引上げるべきである  
法人の資本金は当時と比較して約2倍となっている。

⑪退職給与引当金の損金算入(法55、令106)

<理由>

- イ 退職給与引当金は、労働協約等に基づき計上するものであり、債務の確実性が高く、会社法上も条件付債務として設定が義務づけられているものである。
- ロ 適正な費用の認識によって、毎期の所得計算を正確ならしめるものであって、この計上に限度枠を設けそれを更に縮減することは、費用収益対応の原則の趣旨からも妥当でない。
- ハ 給与等の上昇傾向及び勤続従業員の給付計算である点から見ても100%計上が過大計上となることはなく、限度枠を設ける合理的な理由にならない。

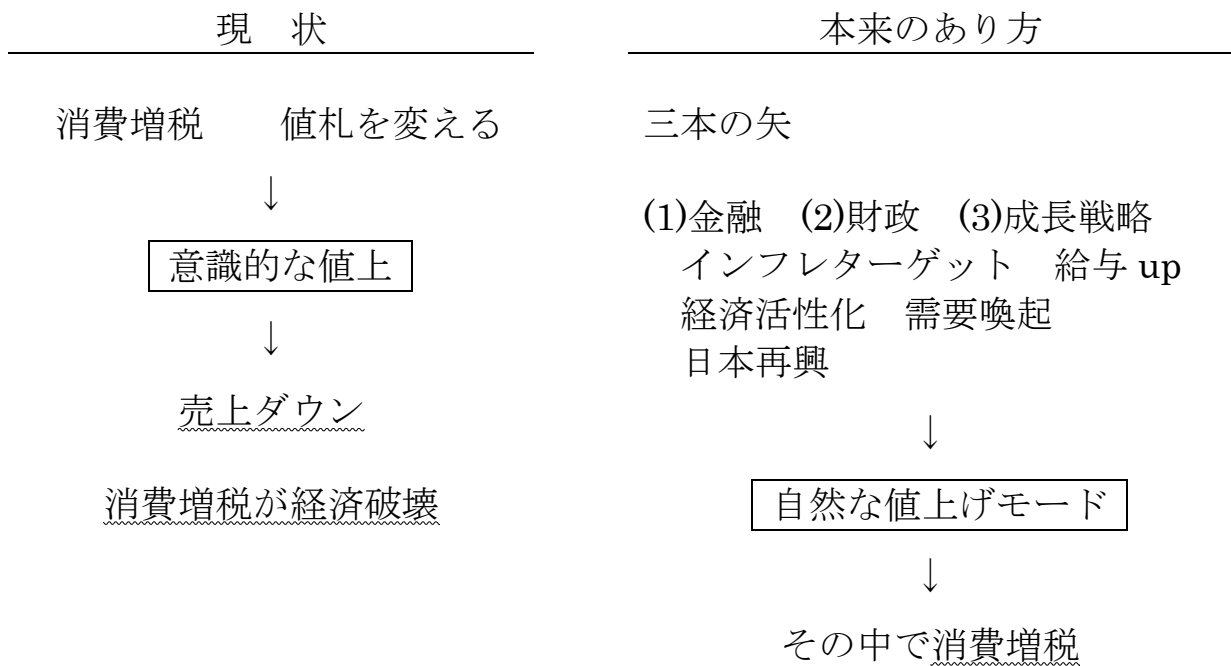
### Ⅲ. 消費増税と日本の経済

増税のタイミング、ブレーキとアクセルの踏み方

(疑問)

- (1) 日本の GDP 成長率の低さの理由 ?  
1991 年～ 0%  
OECD 計 300% ユーロ圏 15ヶ国 200% アメリカ 150%
- (2) 法人税のパラドックス ?  
1982-2006 年の法人税率△減と経済成長 (GDP 比税増収)  
日本△30% — 1.0 倍 (△40%)  
欧米△30~△40% — 2~3 倍 (30~50%)  
北欧△50~△60% — 4 倍 (50~60%)
- (3) 何故デフレ脱却ができなかったか ?
- (4) 東北の復興 日本再興 … 税金で?
- (5) 浜田先生 … 3つのグラフで分かる 日銀 B/S 円高 生産グラフ
- (6) 上記の原因は何か?
- (7) 一体改革とは 社会保障改革ではないか、増税の理由ではない

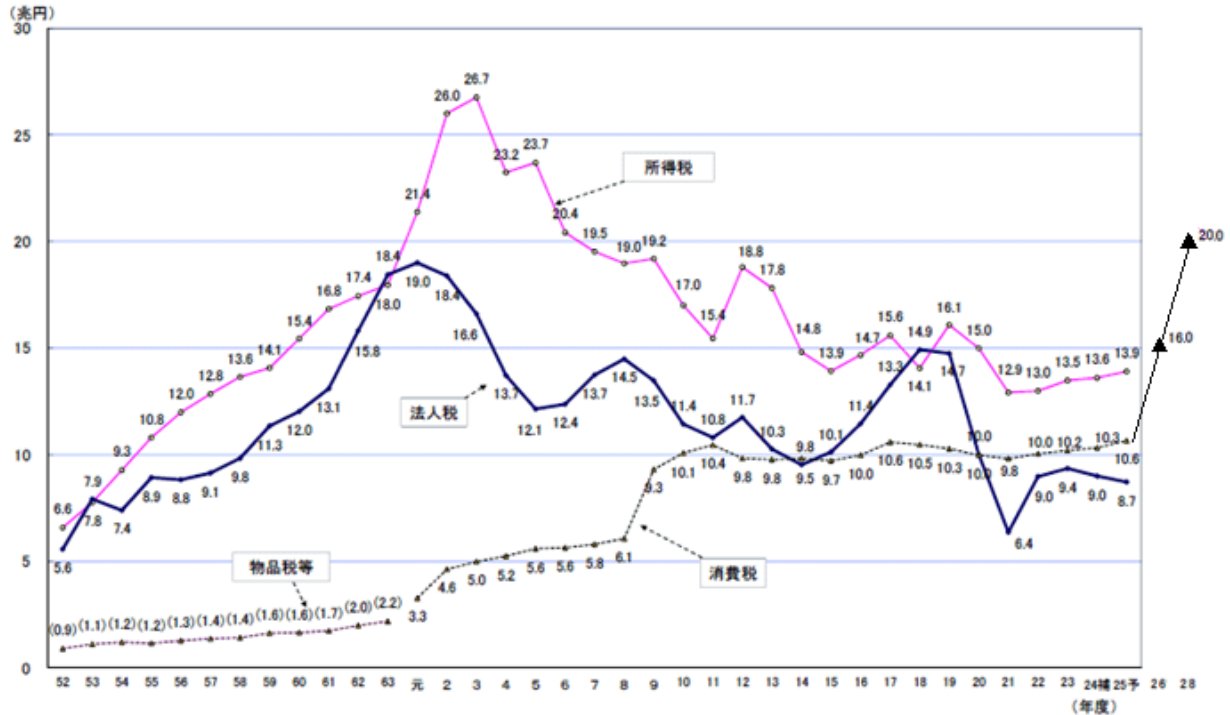
(順序)



消費者 13兆円の値上  
 事業者 コスト up プッシュ、価格競争 13兆円  
 政府 13兆円の増収  
 — どうして景気を良くするか

# 1. 主要税目の税金(国税)

## 主要税目の税金(一般会計分)の推移



(注)23年度以前は決算額、24年度は補正後予算額、25年度は予算額である。

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 Tel(代表)03-3581-4111(9時~18時30分)

Copyright(C) 財務省

上記の図は国税分のみの消費税であり、地方消費税を加味すると約 1.25 倍(現在 13.5 兆円、将来 27 兆円となる)

経済社会の変化に対応した社会保障と税の一体改革とは、(社会保障の改革と受取る)思い切った社会保障給付の重点化・効率化と財政再建目標に向けた具体的な実践であり、税の引上げを許容させるための方便ではない。

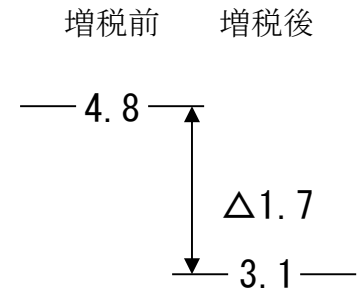
大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資喚起による成長戦略という 3本の矢とは、つまるところ規制改革であり、デフレ脱却と経営マインドの転換とは、例えば法人税の実効税率の引下げ等企業の活性化がその中心である。

もしも、過去の明らかな財政政策の誤りからきた歳入不足を一時的に補うためというだけなら、消費増税はナンセンスである。消費増税、金融・財政政策、成長戦略、デフレ脱却が、経済の活性化に繋がらなければ、逆に日本経済は大きく沈み、企業経営は展望を失い、国際比較の上でも大きな地盤沈下を招く。一体改革を増税の理由にしてはいけない。結果増税とすべきである。

## 2. 増税と経済成長

### (H1 1989 年の増税) 0%→3%

年 度	実質 GDP	前期比	賃金指数	前期比
	兆円	%	千円	%
1986 (S61)	378.0	2.8	220.6	3.2
1987 (S62)	396.9	5.0	226.2	2.5
1988 (S63)	423.3	6.7	231.9	2.5
<b>1989 (H1)</b>	<b>441.6</b>	<b>4.3</b>	<b>241.8</b>	<b>4.3</b>
1990 (H2)	467.9	6.0	254.7	5.3
1991 (H3)	478.0	2.2	266.3	4.6
1992 (H4)	483.1	1.1	275.2	3.3



非正規比率

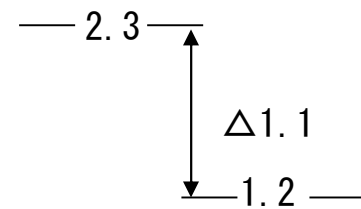
( 20% )

(厚生労働省 賃金措置基本調査)

(10人以上民営事業所 6月分)

### (H9.4 1997 年の増税) 3%→5%

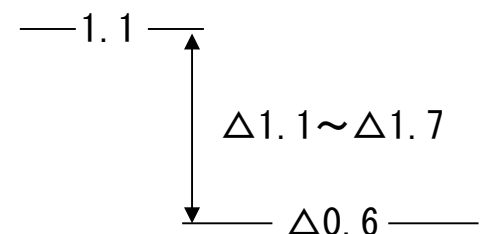
年 度	実質 GDP	前期比	賃金指数	前期比
1994 (H6)	490.7	1.1	288.4	2.6
1995 (H7)	502.8	2.5	291.3	1.0
1996 (H8)	520.1	3.4	295.6	1.5
<b>1997 (H9)</b>	<b>521.3</b>	<b>0.2</b>	<b>298.9</b>	<b>1.1</b>
1998 (H10)	518.4	(-)0.6	299.1	0.1
1999 (H11)	525.7	1.4	300.2	0.5
2000 (H12)	540.4	2.8	302.2	0.5



( 24% )

### (H26.4 2014 年の増税) 5%→8%、10%

年 度	実質 GDP	前期比	賃金指数	前期比
2011 (H23)	509.3	(-)0.6	296.8	0.2
2012 (H24)	519.3	2.0	297.7	0.3
2013 (H25)	529.4	1.9		
<b>2014 (H26)</b>				
<b>2015 (H27)</b>				
2016 (H28)				
2017 (H29)				



( 38% )

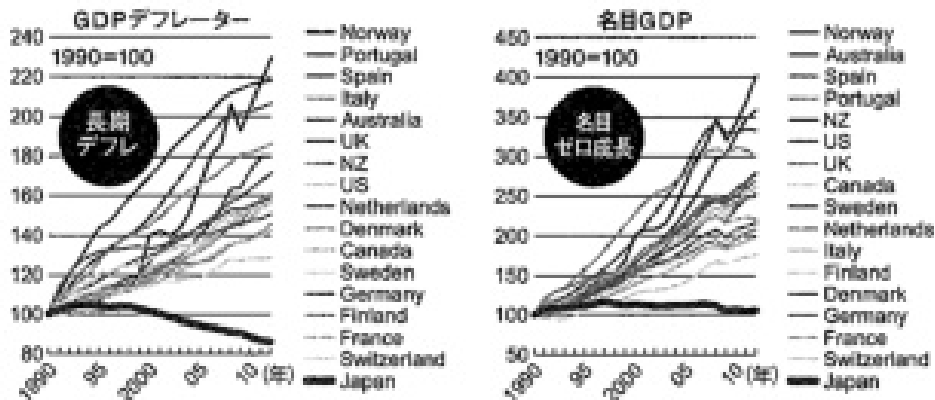


今回は、前回の経済失速はないと言われているが、どのような状況が起こるかは解らない。企業経営の点からは、知識と情報を貯え活用して、経過措置、転嫁、経営方針等について十分な対策をとっておく必要がある。

日本の企業は、利益率が消費税の増税率に満たない状況である。売上の減少、転嫁の失敗は企業経営に重大な影響を及ぼす。駆け込み需要などに浮かれることなく平成 26 年 4 月以降は経営の正念場を迎えることを認識すべきである。

1989 年以降の日本の経済は、130 兆円もの公共投資を行ないながら日本経済を停滞させたままだった。

**GDPデフレーター、名目GDPともに、日本は20年間世界の逆をいっている！**



資料：World Economic Outlook Oct-2012 (IMF) ©BBT総合研究所

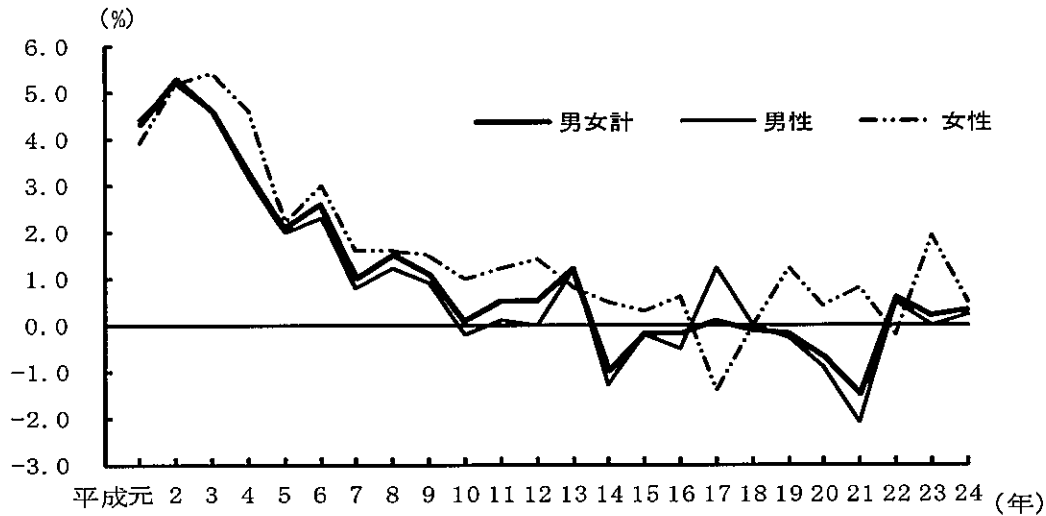
## 結果の概要

## 1 一般労働者の賃金

## (1) 賃金の推移

賃金は、男女計297.7千円(年齢41.7歳、勤続11.8年)、男性329.0千円(年齢42.5歳、勤続13.2年)、女性233.1千円(年齢40.0歳、勤続8.9年)となっており、前年と比べると、男女計では0.3%、男性では0.2%、女性では0.5%それぞれ上昇している(第1図、第1表)。

第1図 性別賃金の対前年増減率の推移



第1表 性別賃金及び対前年増減率の推移

年	男女計		男性		女性	
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
平成元年	241.8	4.3	276.1	4.4	166.3	3.9
2	254.7	5.3	290.5	5.2	175.0	5.2
3	266.3	4.6	303.8	4.6	184.4	5.4
4	275.2	3.3	313.5	3.2	192.8	4.6
5	281.1	2.1	319.9	2.0	197.0	2.2
6	288.4	2.6	327.4	2.3	203.0	3.0
7	291.3	1.0	330.0	0.8	206.2	1.6
8	295.6	1.5	334.0	1.2	209.6	1.6
9	298.9	1.1	337.0	0.9	212.7	1.5
10	299.1	0.1	336.4	-0.2	214.9	1.0
11	300.6	0.5	336.7	0.1	217.5	1.2
12	302.2	0.5	336.8	0.0	220.6	1.4
13	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8
14	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5
15	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3
16	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6
17	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4
18	301.8	-0.1	337.7	-0.0	222.6	0.0
19	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2
20	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4
21	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8
22	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2
23	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9
24	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5
平成24年						
年齢(歳)	41.7		42.5		40.0	
勤続年数(年)	11.8		13.2		8.9	

### 3. 増税の影響とアベノミックス

消費税が5%に上がると、単純(直線的)には、次のような感じを受ける。  
これは、私の個人的な感想であるが…

	消費増税	受けとめ	結果	望ましい解決策
消費者	5%	13兆円の 物価上昇 (高い買物)	消費減少	給与5%アップ など収入増加
事業者	5%	13兆円の 原価アップ圧力 (高くなる原価) (競争激化)	収益減少 又は 値上げ	売価5%アップ でも売れる経済 環境
政府等	5%	13兆円の増収	財政支出 (政治、官の権限増大)	増収による財政改革

アベノミックスと今回の消費増税が1997年のような経済失速を招かないためには、単純に言えば、消費者の給与等のアップ又はアップ期待が必要であり、また事業者の景気上昇又は上昇期待が必要である。

### 5. 増税の影響

税率を上げるだけで財政を救済することにはならない。消費増税3%で社会的損失は△3% (政府+3%) で済むのか。

エール大学の浜田宏一先生のご講演によると、消費税が(仮に5%)増税されて、それが物価に上乘せされると、当然、消費需要は減退する。即ち、国民全体の需要を減少させ、国民所得を減少させる。価格メカニズムは、生産者の生産による販売価格がどれだけかかり、それに消費者がいくら払うかを媒介として、資源の分配を能率的にしようとするものである。ところが消費者の支払った仮に(仮に5%)が政府の懐に入るとなると消費者のシグナルが生産者に伝わらなくなる。

また、生産者のコストも、(仮に5%)増税でしか消費者に伝わらなくなる。このように税(たとえば消費税)は、需要のシグナルと供給のシグナルの間に楔を設けるのである。消費税の増税率が5%になると、社会的な損失は5%ではなく、その増税割合2倍(10%÷5%)の2乗、つまり20%( $2^2=4$ )となるのだ。  
( )は仮に入れたもの

これに関して浜田先生は近著（アベノミクスと TPP が創る日本 2013 年 11 月 講談社刊）において、「消費税率引き上げは、カニ（国民）から猿（財務省）がおにぎりを奪おうとするもの。（中略）国民から今すぐおにぎりを取り上げ空腹にさせるほどのものではないことは確かです。」と。2 年に渡る日本の世界に例のない大幅な消費税率引き上げを（いずれは必要としても）かなり急激な変化として賛成はされていない。

## (5) 社会保障財政の長期見通し

EU では、加盟国が 50 年先までの人口に依存する財政支出（社会保障財源を含む）を予測することによって、財政運営の課題を明らかにする作業が定期的に行われており、日本においても、社会保障財政の長期見通しを行ない課題を明らかにする必要がある。現在だけを考えて負担を先送りにする  
と事態はより悪くなることを理解すべきだ。

## (6) 財政再建の見通し

消費税率 10% で財政再建は出来るかという点、それは全く不可能である。社会保障給付費は年 103 兆円、その中で△41 兆円が不足している。6 頁にもあるが、消費税率 5% 引き上げ分をすべて社会保障財源に回しても、不足分は尚△17 兆円が不足分となる。

確かに、高齢化が進展する将来に向けて、現在の社会保障負担を先送りするのは問題である。しかし、社会保障負担の増も現在の社会情勢の変化の一つであり、このような変化に対応する抜本的な対策が必要である。27 兆円もの消費税率を社会保障費に投入するとはあきれはてた行為であり、それでも足りない社会保障費を課税として消費税率の増税を画するような国家の将来はない。

人口減少問題もあるが、高齢化問題も重要である。高齢化にもかかわらず、過去の時代の社会保障制度を維持しようとするのが問題である。△17 兆円の不足は、増税後の消費税率を更に 7% 程度の引き上げが必要なのである。

人口減少と高齢化問題を考えると、消費税率 17% 以上が必要になる。

## (5) アベノミックスの効果

ここは消費増税を1年ずらして、日本経済にアベノミックス効果を満喫させるべきであったと考える。アベノミックス効果の余りにも早すぎる利益分配ではなかったのか？

## (6) 家計・消費

- ① 消費増税は、物価の上昇ということ
- ② 従って、給与所得等の増加がなければ解決できない

## (7) 企業

- ③ 企業にとっては、コストの上昇ということ  
すなわち、売価（総利益）の低下となる
  - ④ 従って、売上量が増えなければ解決できない
  - ⑤ デフレギャップは、まだ2%程度残っている
- (7)と(8)の矛盾を解決できなければ、景気の上昇はない。  
(7)と(8)の矛盾を解決するとは、雇用と生産を回復することである。それができるか？

### ⑥ 浜田教授の著書から(要約)

価格メカニズムは、生産者の販売価格と消費者の購入価格、即ち需給のシグナルを通じて資源の配分を能率的にしようとするものである。ところが、税(消費税)はそのシグナルの間に楔を設けるのである。消費税が2倍になると、社会的損失は2倍ではなく、その2乗、つまり4倍になる。即ち、税には全体のパイを減らす性質がつきものである。

## (8) 平成7年(1997年)とどう違うのか

確かに1997年には、⊖9兆円の財政緊縮等、⊖アジア経済危機と⊖金融システム危機があった。

しかし、⊕当時の経済成長率は、平均2.5%程度はあった。

今回は、⊕7兆円の経済政策、⊕米国経済の回復はある。

しかし、⊖現在の経済成長率は平均1.3%にも及ばないし、⊖デフレギャップはまだ2%程度残っている。

これらを見て、両者同程度と見るならば、平成26年(2014年)以降の経済成長率は0%以下(マイナス)となると考えられる。

やはり消費増税は1年早すぎたのではないか？

平成 25 年 10 月 15 日

## 「産業競争力強化法案」が閣議決定されました

本日、「産業競争力強化法案」が閣議決定され、第 185 回臨時国会に提出いたします。

本法律案は、20 年以上続いた我が国経済の低迷を打破し、力強い経済を取り戻すために策定された「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)に盛り込まれた施策を確実に実行し、日本経済を再生し、産業競争力を強化することを目的としています。

本法律案では、「戦略」を政府一体となって強力に実行するための「実行計画」を策定し、実行すべき制度改革とその実行時期を明らかにして、可能な限りの加速化と深化のための仕組みを創設します。

また、本法律案により、産業競争力の強化の観点から、企業の提案に基づく「規制改革」を実行するための新たな特例措置、「産業の新陳代謝」を加速するためのベンチャー支援や事業再編の促進などの措置を講じます。

### 1. 法律案の背景・目的

長引くデフレによって低迷してきた我が国経済を再興するためには、大胆な政策により、民間主導の持続的な経済成長を実現していくことが必要です。このためアベノミクスの「3 本目の矢」である「民間投資を喚起する成長戦略」を着実かつ早急に実行に移すことにより、日本経済の 3 つの歪み、すなわち、「過剰規制」「過小投資」「過当競争」を是正することが必要です。

このため、政府一丸となって計画的に取組を進める実行体制を確立するとともに、「過剰規制」を打破するための規制改革の推進や、「過小投資」「過当競争」の是正につながる産業の新陳代謝の促進を図るための措置を講ずるものです。

### 2. 法律案の概要

#### (1)「戦略」を強力に実行し、更に加速化・深化させるための仕組みの創設

「戦略」を強力に実行していくために、政府が集中実施期間(5 年間)で具体的に実行する制度改革等の内容を「実行計画」として策定します。

国民に対し、内閣総理大臣のイニシアチブにより、以下の 3 点を実施するツールと

## 6. 『激動の日本経済、これからどうなる？』

(Mの講演を聴いて)

H25.02.12

### (1) H23、デフレ脱却国民会議

エール大学経済学 浜田宏一教授

グラフ3枚①、②、③で世界がわかる。

デフレを止めることは、簡単に言えば、貨幣供給を増やすことである。

#### グラフ①

中央銀行の B/S (資産) を見る — それは日銀券の発行と比例している。  
リーマンショック時と比較してどうなったか。

	倍	
イギリス	3.0	] 米国ではダウ平均が2倍 世界各国で大胆な 金融緩和が行われたことが解る ところが、日本では…
米国	2.5	
EU	1.8	
日本	1.0	
リーマン→	直後の倍率	

### (2) 日銀は 24/12 になってやっと 7 年振りに総資産がアップした

#### グラフ②

	リーマン前	後
円高	110	80
ユーロ	状況	
イギリスドル	//	

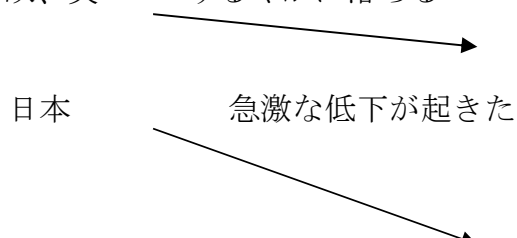
車両1台 110万円 80万円となる大赤字  
輸出産業は大きな打撃を受けた。

### (3) 大手メーカーの行動

輸出はすべて赤となるので、企業は国外へ出て行く

#### ③生産グラフ (リーマン後)

米、欧、英 ゆるやかに落ちる



#### (4) 日本の GDP 成長の 20 年

世界の GDP、1.5~2.0      日本の GDP 長期デフレのため 1.0  
2015 年

復興需要の間

消費増税は危険



竹中平蔵氏も同意



恐慌におとし入れる  
避けると

株価 25,000 円

東証 24/12	PBR	0.80 倍
欧州	〃	2.00

#### (5) デフレ脱却と銀行危機

- ① デフレから脱却すると金利が上る。金利が上ると国債の値段が下がる。国債には大きな含み損が生ずる。
- ② 日銀が、金融緩和をいやがるのは、金融機関の経営が痛むからだという理由もある。
- ③ デフレ脱却は、年金の実質減額を生む。現役世代は、デフレ脱却で、給料も上がるし、リストラリスクも減る。しかし年金生活者は厳しい生活となる。

#### (6) 消費増税と財政再建

- ① 2010 年に 23.1%だった高齢化率(65 才以上)は、2030 年に 31.8%となる。
- ② 2011 年時点の社会保障費の全体は 108 兆円であったが、2030 年には 226 兆円と倍以上になる。なかでも医療費は 38 兆円から、68 兆円にまで増える。
- ③ 2011 年には 44 兆円の歳入不足(ほぼ税収分)であったが、2030 年には 70 兆円の税収が足りなくなる。
- ④ 2030 年には 30%程度の消費税が必要となる。1,000 円のもの、1,400 円となる。
- ⑤ 1979 年イギリスのサッチャーが、所得税の最高税率を 83%から 60%に引き下げ、一方、消費税率を 8%から 15%にした。それまでの福祉国家は、一気に弱肉強食社会となった。



## 7. 目的の明確化、消費増税の疑問

### (1) 消費増税は要するに値上げである

- ① 疑問 — 増税から入るのはまずいのではないか？
- ② 疑問 — 消費が拡大するか？ どれだけ縮小するか？
- ③ 疑問 — 増税→歳出増とならないか？ 財政再建は無理？
- ④ 疑問 — 増税→歳入減とならないか？ 成長戦略→増税ではないか？
- ⑤ 疑問 — 成長→投資増はどうなる？
- ⑥ 疑問 — 増税が財政再建につながるか？

### (2) 消費増税という無策の値上げをどう解決する

- ① 売行が落ちる 経済が萎縮する
- ② 価格競争で解決できても企業は持たない
- ③ 財政投資で解決できる問題ではない
- ④ 転嫁の強制では解決できない問題
- ⑤ 値上げは、本来は付加価値のアップ

### (3) 増税でデフレは脱却できない

- ① デフレギャップはまだ2%
- ② 公共投資による需要創出でデフレを脱却できない
- ③ 社会保障財源はどうなる
- ④ デフレ脱却、財政再建の良薬はGDP成長である

### (4) 歳出の見直しだけでは財政再建はできない

企業再建の場合でも、日産の再建の順序を見ればよくわかる

“60秒でサッと読めます” カルロス・ゴーンの日産リバイバルプラン



( 会計にふくらみを 44 )

平成 24 年 12 月 5 日 (水)

有名なカルロス・ゴーンの日産リバイバルプランの実行の時の損益計算書は次の通りである。それはやらなければならないことをやった結果である。

科 目	1998年度 (1998/4~1999/3)	1999年度 (1999/4~2000/3)	2000年度 (2000/4~2001/3)	2001年度 (2001/4~2002/3)	2002年度 (2002/4~2003/3)	
	十億円	十億円	十億円	十億円	十億円	
売 上 高	6,580	5,977	6,090	6,196	6,829	③
売 上 原 価	4,922	4,570	4,634	4,547	4,872	①②
割賦販売利益調整高	0	2	0	1	—	
売 上 総 利 益	1,659	1,409	1,456	1,650	1,956	
(売上総利益率%)	(25.2)	(23.6)	(23.9)	(26.6)	(28.6)	②
販売費及び一般管理費	1,549	1,326	1,166	1,161	1,219	①
営 業 利 益	110	83	290	489	737	④
(営業利益率%)	(1.7)	(1.4)	(4.8)	(7.9)	(10.8)	
営 業 外 収 益	116	62	89	27	61	
営 業 外 費 用	202	146	97	102	88	
経 常 利 益	24	△2	282	415	710	④
(経常利益率%)	(0.4)	(△0.0)	(4.6)	(6.7)	(10.4)	
特 別 利 益	30	39	88	67	89	
特 別 損 失	55	750	81	118	105	①
税金等調整前当期純利益	△1	△713	290	364	695	
法人税、住民税及び事業税	14	41	68	87	113	
法人税等調整額	12	△31	△131	△102	86	
少数株主利益	1	△38	21	7	1	
当 期 純 利 益	△28	△684	331	372	495	④

1999年3月末日、日産の最高責任者となる

- ① 販管費など固定費の削減（歳出削減一出ずるを制す）に着手する  
ルノーとの部品の共通化、購買の共同化、不振工場の閉鎖、子会社の統廃合、  
余剰資産の売却、早期退職制度による人員の削減（余剰生産能力の削減）
- ② 原価の削減による売上総利益(率)の向上（事業の再構築）
- ③ ①、②の後 売上高を上げる（明確なビジョン、従業員のやる気、ブランド力）  
2006年度の売上高は10,468十億円、販売台数は260万台から380万台へ
- ④ 営業利益、経常利益、当期純利益が上がる（V字型回復）  
1998年に2兆円あった有利子負債を削減、2003年6月には全額返済する

会計的に見ると、ゴーン氏の日産再建は、売上をあげることは後にして、先ず(1)余剰生産能力の削減、(2)事業の再構築、ムダの排除と質の向上で利益を、その後(3)売上の拡大により、更に利益の増加を図るという順序であった。

## 7. 財政再建

- (1) 支出の見直しだけで財政再建はできない
- (2) 税は経済成長の結果であり、増税で財政再建を企画するのは本末転倒である
- (3) 過去の増収の原因は、景気拡大、バブル、輸出増、円安、消費拡大、インフレ、設備投資等であった
- (4) 財政政策で税の増収に成功した例は今までにない
- (5) 事業仕訳で廃止した事業の節約は全体ではしれている
- (6) 増税の理由の疑問
  - ① 震災の復興財源－10兆円の増税が必要
  - ② 赤字国債－そのまま放置すると第二のギリシャになる
  - ③ 増税は偏った解決法である
- (7) 財源について
  - ① 赤字法人対策 中小企業は全部赤字(73%)
  - ② 租税特別措置法(大企業のみ利用ではないか)

### 3. 平成27年度税制改正に関する提言の策定

#### (1) 税制改正にかかる動向

##### ①平成26年度税制改正大綱

(平成25年12月24日閣議決定、平成26年2月4日国会提出)

平成26年度税制改正大綱では、デフレ脱却・経済再生に向け昨年10月に閣議決定された「投資減税措置等や所得拡大促進税制の拡充」に加え、復興特別法人税の1年前倒しでの廃止、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制上の措置が講じられた。

##### <主な改正内容>

- ・生産性向上設備投資促進税制の創設
- ・中小企業投資促進税制の拡充
- ・復興特別法人税の廃止
- ・大企業の交際費の50%非課税措置の創設
- ・所得拡大促進税制の適用緩和
- ・簡易課税のみなし仕入れ率の見直し
- ・給与所得控除の縮小 等

平成26年度税制改正全体では、国・地方あわせて7,391億円の減税となるが、うち法人課税は5,690億円もの減税が見込まれている。

##### ②平成26年度予算の概要

- ・平成26年度予算編成は、歳入95.8兆円のうち、税収は50兆円(前年度43.1兆円)、国債の新規発行額は41.3兆円(前年度42.9兆円)であり、公債依存度は43.0%(前年度46.3%)となった。

- ・経済再生諮問会議による中長期の経済財政に関する試算によれば、2015年度の国・地方の基礎的財政収支の対GDP比は、2010年度の水準からの対GDP比赤字半減目標(対GDP比▲3.3%)に対し、▲3.2%程度となり、当該目標が達成されると見込まれている。

但し、国・地方の基礎的財政収支を2020年度に黒字化する目標については、2015年10月に消費税率が10%に引き上がった場合でも11.9兆円の赤字となり目標達成は困難であると試算されている。

- ・なお、4月以降の消費増税による景気の落ち込みを防ぐため、政府は「低所得者・子育て世帯への影響緩和」「設備投資の推進などの競争力強化策」

などを盛り込んだ5.4兆円規模の平成25年度補正予算を策定し、2月6日に国会で成立した。

(2) 平成27年度改正に向けた取り組み方

①提言作成の方針

イ. 平成27年度税制改正提言についても、引き続き「法人実効税率の引き下げ」「事業承継税制の確立」を柱に提言書を作成することとしたい。  
なお、法人実効税率の引き下げについては、後記②の「重要課題」で示されているとおり、減税財源の確保策、減税効果、地方法人課税のあり方等を踏まえながら小委員会で検討を行うこととしたい。

(参考)

法人実効税率1%当たりの税収は約4,700億円。  
仮に法人実効税率を10%引き下げれば、税収全体(50兆円)の1割に当たる約5兆円が減収となる。

ロ. 本年12月には、消費税率10%引き上げ及び軽減税率導入時期等の判断が予定されている。

特に軽減税率については、これまで法人会は「10%程度までは単一税率が望ましい」とのスタンスを維持してきたことから、その旨を引き続き求めていくことによいかについても検討することとしたい。

また、インボイスについても現行の「請求書等保存方式」を基本とした経理方法を公明党が提示していることから、その方式を検証の上、意見具申していくこととしたい。

ハ. 政府はデフレからの脱却と経済再生に向けて、雇用や農業、医療分野を柱とした新たな成長戦略を本年6月にまとめることとしている。さらに経済諮問会議では、経済財政運営と改革の基本方針を示した報告書についても同時期に公表することとなっている。

このため、これら報告書の内容を踏まえたうえで、法人会としての考え方を取りまとめることとしたい。

なお、年度改正に向けた提言の策定スケジュールは次頁のとおりであるが、政府の動向によっては、弾力的な運営を行う場合があるのでご容認いただきたい。

②今後重要となる課題（与党税制改正大綱より）

イ. 法人実効税率

わが国経済の競争力の向上のために様々な対応を行う中で、法人実効税率を引き下げる環境を作り上げることも重要な課題である。その場合、税制の中立性や財政の健全化を勘案し、ヨーロッパ諸国でも行われたように政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による財源確保を図る必要がある。また、産業構造や事業環境の変化の中で、法人実効税率引下げと企業の具体的な行動との関係や、現在の法人課税による企業の税負担の実態も踏まえ、その政策効果を検証することも重要である。こうした点を踏まえつつ、法人実効税率のあり方について、引き続き検討を進める。

ロ. 消費税の軽減税率

消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する。

このため、今後、引き続き、与党税制協議会において、これまでの軽減税率をめぐる議論の経緯及び成果を十分に踏まえ、社会保障を含む財政上の課題とあわせ、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成 26 年 12 月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する。

ハ. 地方法人課税の偏在是正

地方税制については、消費税率 8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、課税標準を法人税額とする地方法人税（仮称）を創設（地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元する）。

消費税率 10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

17年改定

地方税制

図8-2 各国が対立する主なテーマ

	自動車の関税撤廃	農産品の関税撤廃			外資規制の撤廃	国有企業の優遇措置見直し	国家と投資家の紛争解決(ISDS)条項	政府調達市場の開放
		(米、小麦、牛肉)	(乳製品)	(砂糖)				
賛成	日本	米国	ニュージーランド		日本	日本		
		カナダ		オーストラリア				米国
		ニュージーランド						
		オーストラリア			米国	米国		
慎重	米国		日本	日本	ベトナム		日本	米国
	カナダ					ベトナム		ベトナム
	オーストラリア	日本					オーストラリア	
	ベトナム		カナダ	米国	マレーシア			マレーシア

療)を併用することで、現状では原則として禁止されている。ところが、歯科や出産、差額ベッドなど、さまざまなケースで実質的な混合診療が行われている。混合診療を解禁しても、払いたい人が余計に払うだけで、国民皆保険制度のミニマム(最低水準)は保障される。むしろ資本主義社会において、余分にサービスを受けたいと思う人を抑えることに疑問を感じる。

医療機関の株式会社経営の参入を懸念する声もある。そもそも戦前の病院は、株式会社で経営されていた。だが、戦後の規制強化の流れに乗り、厚生省(現・厚生労働省)は医療法人を作り、病院を認可制にした。これは医療機関を配下に置きたいからではないか。混合診療や株式会社経営は、生命の危険に関する話ではない。それをかたくなに守るのは、既得権からではないか。

政府のなすべき責務は、既得権を守ることではなく、新しい方式を入れて国民の生命を守ることだ。TPP交渉参加は、その糸口になりうる。